社宅ラクっと NAVI サービス総合約款(利用法人様用) (旧:転勤ラクっと NAVI サービス総合約款(利用法人様用))

目次

基本約款(利用法人様用)	2
立替払の委託に関する約款	18
「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款	22
「ベネフィット社宅」サービス利用約款	26
転貸借に関する包括約款(住居用)	30
社宅管理サービス(転貸型) 借上社宅等の包括契約に関する取決書	43
家具家電レンタル契約包括約款	70
転貸不可物件に関する賃貸借契約代行に関する業務委託約款	76
社宅管理サービス(代行型) 借上社宅等の賃貸借契約に関する取決書	79
安心駆けつけサービス利用約款	97
マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス利用約款	103

附則制定2022年1月1日最終改定2025年11月1日

基本約款(利用法人様用)

この約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社リベロ(以下「当社」といいます。)の管理 運営する「社宅ラクっと NAVI」のサービスとして、当社およびその一部につき当社の子会社である 株式会社リベロビジネスサポート(以下、併せて「当社ら」といいます。)の提供する「ワンコイン 転勤社宅」、「ヘヤワリ」、「ベネフィット社宅」ならびにその他上記サービスに付随するサービス(以 下、併せて「本サービス」といいます。)の利用に関して、お客様に同意していただく必要のある事 柄を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際には、本約款が適用されます。

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、当社らが提供・運営する本サービスの利用に関する基本的な事項を規定し、すべてのお客様が遵守しなければならないものとします。
- 2 本約款は、お客様が本サービスの利用に関する当社ら所定の方法による申込を行い、その申込に 対して当社らが承諾した時点より適用となるものとします。
- 3 当社らが、サービスサイト上に本サービスに関する個別規定や追加規定を掲載する場合、または 電子メール等により本サービスに関するルール等を発信する場合、それらは本約款の一部を構成 するものとし、個別規定、追加規定またはルール等が本約款と抵触する場合には、当該個別規定、 追加規定またはルール等が優先されるものとします。
- 4 前各項のほか、お客様が本サービスのうち、申し込みを行ったサービスに関する個別約款(以下「個別約款」といいます。)がある場合には、本約款に加えて個別約款についても適用されるものとし、本約款と個別約款との間に抵触する規定がある場合には、個別約款の規定が優先されるものとします。
- 5 お客様は、本サービス提供に際してリンクされた他のウェブサイト、アプリケーションその他のサービス(以下、本サービスの提供に際してリンクされた他のウェブサイト、アプリケーションその他のサービスを総称して「外部サービス等」といいます。)については、サービスサイト、外部サービス等に定められる利用約款およびプライバシーポリシー等に従ってご利用するものとします。

第2条(反社会的勢力の排除)

1 当社らおよびお客様は、それぞれ相手方に対し、自らまたはその代表者、責任者、もしくは実質 的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても 該当しない事を保証するものとします。

(1)暴力団

- (2)暴力団員
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
- (6) 威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他社会的に非難 される集団、個人
- (7) その他前各号に準ずる者
- 2 当社らおよびお客様は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる行為を行わない事を表明し、 保証するものとします。
 - (1)暴力的な手法による要求をする事
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をする事
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる事
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社および契約者の信用を毀損し、または 当社もしくはお客様の業務を妨害する事
 - (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為をおこなわせる事
 - (6) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供を行う事
 - (7) 第三者が反社会的勢力と知りながら、当該第三者と取引を行う事
 - (8) 代表者等が犯罪行為に関連する行為もしくは公序良俗に違反するような行為、あるいは幇助する事
 - (9) その他前各号に準ずる事
- 3 当社らおよびお客様は、自らが第1項の各号に該当し、もしくは前項号の各号に該当する行為を 行い、またはそのおそれがあることが判明した場合には、直ぐに相手方にその旨を通知しなければ ならないものとします。
- 4 当社らおよびお客様は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し相手方からもとめられた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとします。
- 5 当社らおよびお客様は、相手方が前各項に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、当社らとお客様との間で締結した一切の契約を解除する事ができるものとします。
- 6 当社らおよびお客様は、前項に基づき契約を解除した事により、相手方に発生した損害について、 賠償責任を一切負わないものとします。
- 7 前 6 項にかかわらず、当社らおよびお客様間で別途反社会的勢力の排除に関する契約が締結されている場合には、当該反社会的勢力の排除に関する契約が優先して適用されるものとします。

第3条(損害賠償)

1 当社らおよびお客様は、本約款または個別約款に基づく本サービス提供契約(以下併せて「本サービス提供契約」といいます。)に関連して、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害が

生じたときは、相手方に対し、相手方が直接かつ現実に被った損害を賠償しなければならないもの とします。

2 前項にかかわらず、個別約款に損害賠償にかかわる条項(その名称にかかわらず、お客様また は当社に発生した損害、損失を賠償、補償することを目的とする一切の条項をいい、遅延損害金や 延滞損害金を定める条項を含みます。)がある場合には、当該条項を優先して適用するものとしま す。

第4条(本約款に基づく本サービス提供契約の解除)

- 1 当社らおよびお客様は、民法第 542 条に定めるもののほか、相手方が正当な理由なく関係諸法令、本約款および個別約款の定めに違反した場合には、是正を催告し、相当な期間内に是正がないときは、本約款に基づく本サービス提供契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- 2 当社らまたはお客様いずれかにおいて次の各号の一つに該当するに至ったときは、相手方は何ら催告を要することなく本サービス提供契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 破産・特別清算・会社更生・民事再生の申立てがなされた場合
 - (2) 取引を継続し難い保全処分または強制執行の申立てがなされた場合
 - (3) 手形または小切手の不渡処分を受けた場合
 - (4) 営業廃止もしくは変更または解散の決議をした場合
 - (5) 合併、会社分割、事業の譲渡、労働争議、財産状態の悪化その他の事由により本サービス提供契約を継続しがたい場合
 - (6) 背信的行為があった場合

第5条 (約款改訂)

- 1 当社は、以下の各号に定める場合には、お客様に事前の通知をすることなく、本約款および個別約款の内容を変更または追加することができるものとします。
 - (1) 内容の変更が、お客様の一般の利益に適合する場合
 - (2) 内容の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、 変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当社は、前項各号に定めるもののほか、本約款および個別約款の内容を変更または追加することができるものとします。この場合、変更後の本約款および個別約款の効力発生日の1か月前までに、お客様に当該変更内容を適宜の方法で通知しまたは当社ウェブサイトにおいて掲示するものとし、変更後の本約款および個別約款の効力発生日以降に、お客様が本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に本約款または個別約款に基づく本サービス提供契約の解除手続をとらなかった場合には、お客様は、本約款および個別約款の変更に同意したものとみなします。
- 3 当社が、前項の通知または掲示において特に指定した場合に限り、変更後の本約款または個別約

款の効力発生以降においても、お客様が従前同意していた変更前の本約款または個別約款がなおも効力を有するものとします。

4 前項の規定により、お客様に適用される本約款または個別約款が、変更前のものとなった場合であっても、当社は、いつでも、お客様に対し、変更後の本約款または個別約款の適用となる旨を指定することができるものとし、当該指定の日以降に、お客様が本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に本約款または個別約款に基づく本サービス提供契約の解除手続をとらなかった場合には、お客様は、変更後の本約款および個別約款に同意したものとみなします。

第6条 (権利譲渡等の制限)

- 1 お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本約款もしくは個別約款上の地位または本約款 もしくは個別約款に基づく本サービス提供契約上の地位および本約款もしくは個別約款に基づく 権利義務の全部または一部および本約款もしくは個別約款に基づく本サービス提供契約に基づく 権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡しまたは担保の目的に供することはできないものと します。
- 2 当社が本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本約款もしくは個別約款上の地位および本約款もしくは個別約款に基づく本サービス提供契約上の地位、本約款もしくは個別約款に基づく権利、義務ならびに本約款もしくは個別約款に基づく本サービス提供契約に基づく権利、義務およびその他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意するものとします。本項にいう事業譲渡には、当社が消滅会社または分割会社となる合併または会社分割等による包括承継を含むものとします。

第7条 (分離可能性)

- 1 本約款または個別約款のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款または個別約款の残りの規定(無効または執行不能と判断された規定以外の条項および部分)は影響を受けず、その後も有効なものとして存続するものとします。
- 2 前項の場合、当社およびお客様は、当該無効もしくは執行不能の規定の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該条項または部分の趣旨ならびに法律的および経済的効果を確保できるように努めるものとします。

第8条(有効期間)

- 1 本約款に基づく本サービス提供契約の有効期間は、本約款適用日から1年間とします。なお、期間満了1 カ月前までに当社らまたはお客様のいずれからも文書による異議申立てのない場合は、本サービス提供契約は1年更新し、以降も同様とします。
- 2 前項にかかわらず、本約款または個別約款に存続期間またはサービス提供契約の終了に関する 条項がある場合には、当該条項を優先して適用するものとし、両者が抵触する場合には、第1条第

4項の規定に従うものとします。

3 第2条第6項、第3条、第6条、第9条、第11条および本条の規定は、本約款に基づく本サービス提供契約が期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず終了した後もその効力を存続するものとします。

第9条(旧契約等の終了)

- 1 本約款適用日前に、当社らとお客様との間で締結した本サービス提供にかかわる契約および当社らとお客様との間に適用されている約款(以下「旧契約等」といいます。)については、本約款適用日をもって終了するものとします。ただし、旧契約等によりお客様および当社らに生じた相手方または第三者に対する権利義務ならびに債権債務については、本約款適用により重複しない範囲において、有効に存続するものとします。
- 2 本約款と旧契約等の定めで異なる部分がある場合には、本約款と旧契約等の定めで異なる部分 についてのみ当社らとお客様との間で別途合意した範囲内で旧契約の定めを優先して適用するも のとします。
- 3 本約款適用日前に旧契約等に基づき成立した個別の契約についても、前項に従い本約款の適用 を受けるものとします。

第10条(協議事項)

当社およびお客様は、本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとし、当社およびお客様は、この協議を行うに際して相手方が要求する場合、当該協議を行う旨の書面または電磁的記録による合意をしなければならないものとします。

第11条(準拠法および合意管轄)

本約款は日本法に準拠するものとし、本約款に起因しまたは関連する一切の紛争については、その 訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 秘密保持

第 12 条 (定義)

1 本約款における秘密情報とは、当社が本サービスをお客様に提供(以下「本件業務」といいます。) するに当たり、お客様が当社らに開示し、または当社らが知り得たお客様に関連する技術上、営業上、業務上その他の情報でお客様が秘密である旨表示したものであって、媒体(書面、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープ等)に記録されている情報、および口頭により開示されたお客様に関連する技術上、営業上、業務上その他の情報であって、開示の際、秘密である旨を告げ、開示後30日以内にこれを書面にしたものに限るものとします。

- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) お客様から開示を受けた時点ですでに公知であったもの
 - (2) お客様からの開示後、当社らの責によらずして公知となったもの
 - (3) お客様から開示される前にすでに当社らが保有していたもの
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく当社らが正当に入手したもの
 - (5) お客様からの情報によらず当社らが開発したもの
 - (6) 開示することにつき事前にお客様の書面による同意を得たもの

第13条(取扱い)

- 1 当社らは、秘密情報を善良な管理者としての注意をもって保管・管理するものとします。
- 2 当社らは、秘密情報につき、いかなる第三者(前条に定める本件業務に従事する従業員以外の自己の従業員等も含みます。)にもアクセス、外部への持ち出し、その他不正利用されないための合理的な手段を講じる義務を負います。
- 3 当社らは、お客様の事前の書面による承諾を得ることなく秘密情報を第三者に対しても開示、漏洩してはならないものとします。
- 4 当社らは、秘密情報を、本件業務を遂行する目的のみに使用し、その他の目的のために一切使用してはならないものとします。
- 5 当社らは、秘密情報を譲渡し、または担保提供してはならないものとします。
- 6 当社らは、秘密情報をお客様の事前の許可を得ずに複製または複写してはならないものとします。なお、お客様の許可を得て秘密情報を複製または複写した場合、当該複製物または複写物(以下「複製物等」といいます。) についても原本と同様の秘密保持義務が適用されるものとします。

第14条(返還および破棄、消去)

当社らは、秘密情報に関する書面、磁気ディスクその他の記録媒体(以下「秘密情報記録媒体」といいます。)につき、本件業務が終了した場合もしくはお客様からの請求がある場合は、複製物等も含め直ちに返却またはお客様の指示に従って破棄するものとし、自己のPC等に残存するデータは完全に消去しなければならないものとします。

第15条(役員および従業員の遵守義務)

当社らは、前2条につき、自己の役員および従業員(社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等、 雇用形態を問わず、退職者も含む。以下「従業員等」といいます。)に遵守させる義務を負うものと し、従業員等がこれに違反したときは、お客様に対し、その責任を負うものとします。

第 16 条 (再委託)

当社らは、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合 当社らは、当該第三者の行為について、当社らが行ったものとしてお客様に対し責任を負うものとし ます。

第17条(存続期間)

第 13 条乃至第 16 条については、本約款に基づく本サービス提供契約終了後も 1 年間有効に存続するものとします。

第3章 個人情報保護

第18条(目的)

当社らは、お客様から開示を受ける個人情報を、本件業務にのみ利用するものとし、その他如何なる目的の為に使用することはできないものとします。

第19条(顧客情報)

本約款において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に規定する個人情報をいい、「個人データ」とは、同法に規定する個人データをいいます。また、お客様から当社らに対して開示された個人情報については「本件個人情報」といい、本件個人情報に該当するもののうち、個人データに該当するものについては、「本件個人データ」といいます。お客様は当社に対し本件個人情報に関して、以下の各事項を保証するものとします。

- (1)本件個人情報をお客様から当社らに対し提供すること、および当社らが当社らのサービス紹介等を実施する目的で本件個人情報を利用することを含む内容の利用目的が、本件個人情報の主体たる本人(以下「本人」といいます。)に通知または公表されていること
- (2) 本件個人情報が本人から適正に取得されたものであること

第20条(秘密保持)

- 1 当社らは、本件個人情報を厳に秘密として保持し、相手方の書面による許可なく第三者に開示または漏洩をしてはならないものとします。なお、本件個人情報のうち、秘密情報にも該当するものについては、第2章の各規定も合わせて適用されるものとします。
- 2 当社らは、本件個人情報の不正使用、不正開示または漏洩を防止する為、自己の秘密情報を管理するのと同様の注意義務をもって、本件個人情報を管理しなければならないものとします。
- 3 本件個人情報に関する複製物および二次的資料についても前項と同様とします。

第21条(情報管理および個人情報の保護)

- 1 当社らは、本件個人情報を取扱う場合は、以下の義務を負担するものとします。
 - (1)本件個人情報を本件業務の履行の範囲内でのみ利用し、相手方の同意なく本件個人情報を、 複製、編集、加工、廃棄もしくは開示しないこと
 - (2) 個人情報保護法および主務官庁の定める個人情報保護法に関するガイドラインの内容を満

たす必要かつ適切な措置を講じること

(3) 本件個人情報の漏洩・盗用・改竄・滅失・毀損その他不正利用(そのおそれがある場合を 含み、以下これらを総称して、「漏洩等」といいます。)の事実を知ったとき、直ちにお客 様に報告し、速やかに応急措置を取ること

第22条(第三者提供)

- 1 当社らは、本件個人データを第三者提供するときは、あらかじめその内容を明示してお客様による承諾を得るものとします。
- 2 前項の場合、当社らは当該本件個人データを提供する第三者に対し、その責任において、本約款 の趣旨に則り秘密保持義務を周知徹底し、これを遵守させるとともに、これらのものによる履行に 一切の責任を負うものとします。

第23条(損害賠償等)

- 1 本約款における本件個人情報が第三者に開示される等相手方に損害が生じ、または生じるおそれがある場合、お客様または当社らは、直ちに相手方に通知するとともに被害を最小限に食い止めるための応急処置を講じ、その後の措置については相手方の合理的な指示に従い、損害の拡大防止に有効かつ適切な措置を取るものとします。
- 2 前項の場合において、お客様または当社らが本約款に違反したことにより相手方に損害が生じた場合には、違反した者は、違反したことにより通常生ずべき損害を賠償しなければならないものとします。
- 3 本条の規定は、第3条に優先して適用されるものとします。

第24条(存続期間)

本章の規定については、本約款または個別約款に基づく本サービス提供契約が、期間満了、解除、 失効、その他理由の如何を問わず終了した後もその効力を存続するものとします。

第4章 「社宅ラクっと NAVI」サービス

第 25 条 (定義)

本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 「本サービス利用契約」

お客様と当社との間で締結される「社宅ラクっと NAVI」(以下、本章内において「本サービス」といいます。)の利用に関する契約をいい、本約款および本サービスに関して当社が配布、配信または掲示する文書(以下、本サービスに関して当社が配布、配信または掲示する文書を「個別約款」といいます。)等に規定される内容を含みます。

(2) 「お客様」

以下、本約款および個別約款を承認の上、当社と本サービス利用契約を締結した事業者をいいます。

(3) 「登録情報」

お客様が本サービス利用契約申込時に提供した当社が定める情報、本サービス利用中に 当社が必要と判断して登録を求めた情報およびこれらの情報についてお客様自身が追加、 変更を行った場合の当該情報をいいます。

(4) 「利用社員」

お客様の従業員であって、転勤にかかる引越のサポートに関し本サービスの提供を受ける個人をいいます。

(5) 「コンテンツ」

お客様が本サービスを通じてアクセスすることができる情報(文章、イメージ、ソフトウェア、プログラム、コード、画像、動画、音声、音楽その他のサウンド、その他のデータを含みますが、これらに限られません。)をいいます。

(6) 「アカウント」

本サービスの利用に際し当社がお客様に付与する本サービスの利用に関する権限をいいます。

(7) 「サービスサイト」

そのドメインが「https://syataku-rakunavi.com/」であって、当社が運営する本サービスに関するウェブサイト(理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のドメインを含みます。)をいいます。

(8) 「知的財産権」

著作権(著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)をいいます。

第26条 (登録)

- 1 本サービスの利用を希望するお客様は、本章および本サービスに関する個別利用約款(以下「本約款等」といいます。)を遵守することに同意し、かつ申込書または本サービスのウェブ申込みにかかるフォーム(以下「申込フォーム」といいます。)にて当社の求める登録情報を記入のうえ申込みを行うことにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
- 2 当社は、当社の基準に従い、第1項の申請にかかるお客様の本サービス利用の可否を判断し、 当社からの申請受諾の通知または表示により、お客様と当社との間で、本約款の諸規定に従った 本サービス利用契約が成立し、お客様は本サービスを当社の定める方法に従って利用できるよう になります。
- 3 当社は、第1項に基づき本サービス利用契約の締結を申請した者が、以下の各号のいずれかの

事由に該当する場合は、契約締結を拒否することがあります。

- (1) 当該利用希望者が、本サービス利用に際して、過去に使用権限抹消等の本サービス利用停止措置を受けたことがありまたは現在受けている場合
- (2) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を 意味します。)であるか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営また は経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っ ていると当社が判断した場合
- (3) その他、当社が適当でないと判断した場合
- 4 登録情報に誤りがあった場合または変更が生じた場合、お客様は、速やかに登録情報の修正もしくは変更またはその申出をするものとします。

第27条 (アカウントおよびパスワードの管理)

- 1 当社は、当社と本サービス利用契約の締結を行ったお客様に対し、本サービスの利用にかかる アカウントおよびパスワードを交付します。お客様は、自己の責任においてアカウントおよびパ スワードを管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変 更、売買等をしてはならないものとします。当社は、アカウントおよびパスワードの一致を確認 した場合、アカウントおよびパスワードを保有するものとして登録されたお客様が本サービスを 利用したものとみなします。
- 2 お客様は、アカウントまたはパスワードが盗用されまたは第三者に使用されていることが判明 した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとし、アカ ウントまたはパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はお客 様が負うものとさせていただきます。

第28条 (本サービスの内容)

- 1 当社は、本サービスを通じ、お客様または利用社員に対し、以下のサービスを提供します。
 - (1) 不動産管理会社および不動産仲介会社の紹介
 - (2) 引越運送業者の紹介
 - (3) 通信サービスの紹介(利用社員のご希望に応じ、通信事業者への取次業務も含みます。)
 - (4) 引越費用に関する一括取り纏め請求、各引越運送業者への支払代行、および不動産賃貸借 契約初期費用の立替払(ただし、当社の裁量により、本号のサービスの提供を、別途当社 との間で契約が締結された場合に限ることができるものとします。)
 - (5) ベネフィット社宅
 - (6) ワンコイン転勤社宅
 - (7) ワンコイン保育社宅
 - (8) インバウンド転貸
 - (9) ヘヤワリ

- (10) 前各号のほか、別途当社の定めるサービス
- 2 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの内容の全部または一部を変更、追加することができるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾するものとします。
- 3 不動産管理会社および不動産仲介会社については幹事会社を設定する事があり、この場合、幹事会社を中心に紹介をするものとします。
- 4 お客様及び利用社員は、本サービスを通じて引越見積下見代行サービス(以下「下見代行サービス」といいます。)を利用する際は、別途「社宅ラクっと NAVI(引越見積下見代行サービス)利用約款」に同意するものとします。なお、お客様または利用社員が下見代行サービスを利用した時点で、お客様および利用社員が当該約款に同意したとみなします。
- 5 本サービスには、不動産賃貸人との間における不動産賃貸借契約の仲介、媒介、契約代行等の 業務および引越運送業務の受託は含まれません。
- 6 本サービスの提供は、当社による賃貸人との間における不動産賃貸借契約の仲介、媒介、契約 代行等の業務の遂行または引越運送業務の受託を意味づけるものではありません。第1項第4号 にかかる引越費用に関する一括取り纏め請求、各引越運送業者への支払代行、および不動産賃貸 借契約初期費用の立替払サービスの提供につき、当社がお客様または利用社員から預り金または 立替金その他の名目により金員を受領する場合であっても、当該金員の受領は引越運送業務の受 託または不動産賃貸借契約の仲介、媒介、契約代行等の業務の対価としての報酬の受領を意味し ないものとします。
- 7 当社は、利用社員に対し、本サービスとは別に、当社、当社の子会社または当社もしくは当社 の子会社と提携する事業者が提供するサービスの案内をすることがあります。
- 8 第1項第5号乃至第9号のサービスについては、別途お客様が当該サービスの利用に関する当社ら所定の方法による申込を行い、その申込に対して当社らが承諾した時点より提供するものとします。

第29条 (サポートデスク)

- 1 当社は、お客様および利用社員に対し、前条第1項に定める各サービスおよびこれに関連する 情報の提供にかかるサポート窓口(以下「サポートデスク」といいます。)を設置し、引越に関連 する事業者および引越に関連する契約にかかる契約条件に関する情報を統一した窓口を通じて提 供します。
- 2 サポートデスク業務の提供は、別途当社が本サービス上で定める方法・時間帯において提供されます。

第30条 (第三者への委託)

当社は、自らの裁量と責任により、本サービスの提供にかかる業務の全部又一部を第三者に委託することができるものとします。なお、第三者に委託する場合には、本約款で定める当社の義務と同等の義務を第三者に対して契約等により負わせるものとします。

第31条 (契約の締結)

- 1 お客様または利用社員が、本サービスの利用を通じて不動産賃貸人との間における不動産賃貸 借契約または引越業者との間における引越運送業務委託契約その他の契約(以下「引越関連契約 等」といいます。)を締結する場合につき、お客様または利用社員は、当該不動産賃貸人または引 越業者との間で直接に当該引越関連契約等を締結するものとします。
- 2 お客様または利用社員は、引越関連契約等の締結にあたっては、当該不動産賃貸人または引越 業者から最終的に提示された契約内容および契約条件を十分に理解した上で当該契約を締結する ものとします。
- 3 引越関連契約等は、お客様または利用社員および不動産賃貸人または引越業者との間で成立するものとし、当社は、引越関連契約等の当事者または代理人となるものではありません。
- 4 引越関連契約等にかかる賃料、引越代金その他の対価の金額は、本サービスの利用に基づきお客様から提供された情報を当社より不動産賃貸人または引越業者に取次ぎのうえ、不動産賃貸人または引越業者が自ら定める基準により、当該不動産賃貸人または引越業者の責任により算定のうえ、本サービスの利用画面を通じてお客様に提示されます。お客様および利用社員は、当該対価が本サービス上に掲示されることは、当該対価の決定に関し当社が権限を有することを意味しないことをあらかじめ確認するものとします。
- 5 引越関連契約等につき、引越運送業務委託契約にかかる貨物運送責任は、当該引越業者が負担します。引越運送業務委託契約または当該契約にかかる運送業務の実施に関連してお客様または利用社員との間で紛争が生じた場合であっても、当該紛争はお客様または当該利用社員および当該引越業者間において解決されるものとし、当社は一切の責任を負わず、かつ、お客様は当社に一切の負担を求めず、利用社員をして当社に負担を負わせないものとします。

第32条 (禁止行為)

お客様は、本サービスの利用にあたり、自らまたは利用社員その他の第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ、行わせないものとします。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する 行為およびこれらを助長する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 当社または他のお客様その他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 公序良俗に反しまたは善良な風俗を害するおそれのある行為
- (4) 当社または他のお客様その他の第三者の知的財産権、プライバシー、名誉権その他の権利 もしくは利益を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (5) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (6) 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスしまたは当社設備に蓄積された情報を不正に書き換えもしくは消去する行為その他当社に損害を与える行為
- (7) 当社または他のお客様その他の第三者に成りすます行為

- (8) 複数事業者が1つのアカウントを共同利用する行為
- (9) 反社会的勢力等への利益供与行為
- (10) 本約款および個別約款ならびに本サービスの趣旨・目的に反する行為
- (11) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

第33条 (本サービスの利用の終了)

- 1 お客様は、所定の方法によりいつでも本サービスの利用を終了することができます。本サービスの利用の終了にかかる手続をしたお客様は、当該手続の完了の時点から本サービスを利用することができなくなるものとします。
- 2 お客様が本サービスの利用終了にかかる手続を実施した場合、当社は、当社の裁量により、当該お客様のアカウントを削除することができるものとし、当該終了手続の完了後、再度本サービスの登録を希望する際は、再度登録手続を行う必要があります。お客様は再度の登録手続後、以前のデータが引き継がれないことをあらかじめ承諾するものとします。

第34条 (約款違反の場合の措置等)

- 1 当社は、民法第 542 条に定めるもののほか、お客様または利用社員が次の各号の一に該当しまたは該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、当該お客様の登録情報、作成ホームページ等の公開停止または削除、本サービスの利用の一時停止もしくは制限、または本サービス利用契約の解除(以下総称して、「本サービスの利用停止等」といいます。)をすることができるものとします。
 - (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合(条項への違反が本約款および取引上の社会通念に照らして軽微であるか否かを問わないものとします。)
 - (2) 当社に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽があることが判明した場合
 - (3)当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - (4)過去に本サービスの利用停止等の措置を受けまたは現在受けている場合
 - (5) 反社会的勢力等であるか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営または経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (6) 本サービスの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (7) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
- 2 お客様は、本サービスの利用停止等の後も、当社およびその他の第三者に対する本サービス利 用契約上の一切の義務および債務(損害賠償債務を含みますが、これに限りません。)を免れるも のではありません。
- 3 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わ ないものとします。

第35条 (本サービスの変更、追加、廃止および中断等)

- 1 当社は、お客様に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部または一部を変更または追加することができるものとします。
- 2 当社は、当社の判断により本サービスの提供の全部または一部の提供・運営を終了することができるものとします。当社は、当社の判断により本サービスの全部または一部の提供・運営を終了する場合、本約款第39条第1項に定める方法でお客様にその旨通知いたします。ただし、緊急の場合はお客様への通知を行わない場合があります。
- 3 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの 一部または全部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的または緊急に行う場合
 - (2) お客様のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - (3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (4) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (5)火災、停電、その他の不慮の事故または戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - (6) 法令またはこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - (7) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
- 4 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第36条 (権利の帰属)

- 1 本サービスおよび本サービスに関して当社が提供するコンテンツその他の情報等に関する一切の知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属し、本約款に明示する場合を除き、本約款に基づく本サービスのいかなる使用許諾も、当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。
- 2 お客様は、当社の許諾を得ることなく、当社が提供する情報等の翻案、編集および改変等を行い、これを第三者に使用させまたは公開することはできず、いかなる理由によっても当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。)をしてはなりません。
- 3 本サービス上、商標、ロゴおよびサービスマーク等(以下総称して、「商標等」といいます。) が表示される場合がありますが、当社は、お客様その他の第三者に対し何ら商標等を譲渡し、ま たはその使用を許諾するものではありません。

第37条 (損害賠償)

当社は、本サービスに関連してお客様または利用社員が被った損害について、一切賠償の責任を 負いません。なお、法令の適用その他の理由により、本項その他当社の損害賠償責任を免責する規 定にかかわらず当社がお客様または利用社員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社 は、お客様または利用社員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償する責任を負 うものとし、特別な事情から生じた損害(損害の発生を予見しまたは予見し得た場合を含みます。) については、責任を負わないものとします。

第38条 (保証の否認および免責)

- 1 当社は、お客様または利用社員の希望する条件に合致する物件または引越運送事業者が紹介されることを保証するものではなく、その他本サービスの商品性、完全性、安定性、特定目的への適合性等について、何らの保証をするものではありません。
- 2 当社は、本サービスまたは本サービスのコンテンツ等から得られる情報その他本サービスによりお客様が取得し得る一切の情報が、お客様の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性を有すること、本サービスの利用がお客様に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、不具合が生じないことおよび本サービスの利用に関する問題を解決することについて、何ら保証するものではありません。
- 3 当社は、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、情報の削除または消失、使用権限の削除または消失、機器の故障または損傷その他事由の如何を問わず、本サービスに起因または関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
- 4 本サービスに関し、お客様または利用社員と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、直 ちにその旨を当社に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当 社はこれに一切関与せず、何ら責任を負わないものとします。

第39条 (連絡・通知)

- 1 本章の変更に関する通知その他本サービスに関する当社からお客様への連絡は、サービスサイト内の適宜の場所への掲示、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 2 本サービスに関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡または通知は、サービスサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームへの送信その他当社が指定する方法により 行うものとします。
- 3 第1項の場合において、当社が電子メールの送信によりお客様への連絡を行うときは、登録情報に記載されたメールアドレスへ送信するものとし、お客様が第26条4項の修正もしくは変更またはその申出を怠ったことにより、当社からの連絡が不到達となった場合、当該連絡は、通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとします。



立替払の委託に関する約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様の従業員、役員およびその他の関係者(以下「従業員等」といいます。)による、当社が提供・運営する「社宅ラクっと NAVI」(以下「本サービス」といいます。)を通じた転勤、引越等に関係する各種契約(以下「原契約」といいます。)の締結に関して、お客様に同意していただく必要のある事柄を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際には、本約款が適用されます。

第1条 (定義)

本約款における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「利用約款」

本サービスの利用契約に適用される「基本約款(利用法人様用)」をいいます。当該約款の内容が、当該約款の定める手続に従い変更された場合につき、変更後の内容も含むものとします。

(2)「引越し代金」

本サービスの利用により締結された引越運送業務委託契約に基づき、お客様またはお客様の従業員が引越運送業者に対し支払義務を負う引越し作業にかかる運送費をいい、各引越運送業者が都度見積書等により提示した料金をいいます。

(3)「本契約」

本約款に基づく立替払サービス提供契約をいいます。

第2条 (本約款の適用)

- 1 お客様は、本約款の適用の前提として、本サービスの利用を当社に申し込むものとし、当社 は、利用約款の定めに従って当該申込みを審査し、当該申込みを受諾する場合、利用約款に従い 本サービスを提供するものとします。
- 2 本約款は、お客様が当社に対し、第4条に定める方法で原契約に基づく料金等をお客様または お客様の従業員等に代わって当社が支払うこと(以下「立替払」といいます。)を委託し、当社が これを受託するすべての契約に適用されるものとします。ただし、個別契約において本約款に定 める事項の一部または全部の適用を排除し、または本約款と異なる事項を約することを妨げない ものとし、その場合、個別契約が優先するものとします。
- 3 お客様および当社は、本契約に基づく立替払の実施は、当社がお客様より引越運送業務その他の 立替払にかかる業務を受託してこれを第三者に再委託することを意味するものでなく、当社は原 契約の当事者となるものではないことを相互に確認します。

第3条 (個別契約の成立)

- 1 個別契約は当社がお客様に対し、原契約、立替払の金額、立替払の期限など必要な事項を明記 した申込書を発行し、お客様が所定の方法により承諾の意思表示を行ったときに成立するものと します。ただし、お客様または当社が必要と認めるときは、個別契約として立替払委託個別契約 書を作成することができるものとします。
- 2 個別契約の内容を変更する必要が生じた場合は、お客様および当社が協議の上、変更できるものとします。この場合は既存の申込書等を改正し、または新たにこれらの書面を作成するものとします。

第4条 (業務遂行方法)

1 当社による立替払の対象となる債務は、下記に列記する項目の内、お客様が承認するものに限定するものとします(以下、本契約に基づいて当社が立替払いを行った料金を「立替金」といいます。)。なお、振込手数料は立替金に含まれるものとし、立替払の支払先が複数の口座を指定した場合も同様とします。

【不動産契約にかかる初期費用】

- (1) 礼金
- (2) 敷金
- (3) 当月日割家賃
- (4)次月家賃
- (5) 当月日割共益費
- (6)次月共益費
- (7) 当月日割管理費
- (8) 次月管理費
- (9) 仲介手数料
- (10) 損害保険料
- (11) 火災保険料
- (12) クリーニング代
- (13) 消毒代
- (14) 保証料
- (15) 鍵交換費
- (16) 当月日割駐車場代
- (17) 次月駐車場代
- (18) 水道費
- (19) 町内会費
- (20) その他前各号に準じるものでお客様が承認した費用

【引越運送業委託契約にかかる費用】

(21) 引越し代金

- (22) その他前号に準じるものでお客様が承認した費用
- 2 前項に関し、引越し代金の立替払の実施については、当社が、お客様より引越運送業者との間で合意された引越し代金金額として立替払の事前に提示された金額の立替払いを行った時点で、当該引越運送業務委託にかかる費用の立替としての引越し代金に関する立替払は完了したものとし、引越会社からお客様または当社に対し別途または追加の請求があった場合であっても、お客様が自己の責任と費用負担で対応するものとします。

第5条 (立替金の支払方法)

1 お客様は、当社に対し、以下の各号の定めに従い立替金に対する支払を行うものとします。ただし、お客様と当社との間で別段の合意がある場合には、当該合意が優先して適用されるものとします。

【不動産契約にかかる初期費用】

- (1)毎月15日時点における立替金残高につき、毎月末に支払うものとします。
- (2)毎月末日時点における立替金残高につき、翌月15日に支払うものとします。

【引越運送業委託契約にかかる費用】

- (3)毎月末日時点における立替金残高につき、翌月25日に支払うものとします。
- 2 お客様は、当社に対し、前項に定める立替金に対する支払を別途当社が提示する金融機関の口 座に対する振込の方法によって行うものとします。なお、振込手数料はお客様負担とします。

第6条 (遅延損害金)

お客様は、当社の立替金に対する支払を遅延した場合は、約定支払日の翌日から支払済に至るまで、年 14.6%の割合の遅延損害金を支払うものとします。

第7条 (クライアントおよび関係者間の紛議と支払)

- 1 お客様または従業員等と原契約の相手方との間に、原契約に関する紛議が生じた場合は、当該 紛議はお客様または従業員等と原契約の相手方との間で解決するものとし、お客様は、当該紛議 を理由として当社の立替金に対する支払を停止することはできないものとします。
- 2 お客様と従業員等との間に、雇用契約その他本サービスの利用の前提となる契約関係に関する 紛議が生じた場合、当該紛議はお客様と従業員等の間で解決するものとし、お客様は、当該紛議 を理由として当社の立替金に対する支払を停止することはできないものとします。

第8条 (解除)

- 1 当社およびお客様は、相手方に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合、またはそのおそれがあると認められる場合は、何らの通知催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) お客様が、本契約に基づく立替金に対する支払を1か月以上怠った場合

- (2) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手 続開始、特別清算開始もしくはこれに類する手続開始の申立てがあった場合
- (3) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡りの処分を受けた場合
- (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 金融機関から取引停止の処分を受けた場合
- (7) 財産状態が悪化しまたは悪化するおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (8) 本約款に定める条項につき重大な違反があった場合
- (9) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
- 2 前項に関わらず、当社およびお客様は、相手方が本約款の条項の一つに違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後14日が経過してもなお是正されない場合には、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
- 3 前2項による本サービスの利用契約の解除その他本サービスの利用契約の終了時であっても、 お客様は、本サービスの利用契約の終了を理由として当社に対する立替金の支払を拒むことはで きないものとします。
- 4 本条による解除権の行使は、当社およびお客様の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第9条 (契約条件の変更)

- 1 当社は、立替金にかかる支払にかかる手数料の設定、立替金の支払サイトの変更その他本約款にかかる取引条件につき、変更日の事前の1ヶ月前に変更内容を通知(以下「変更通知」といいます。)することにより、当該事前期間の間にお客様から書面による異議の申出がないことを条件に、当該通知に従った内容に本約款の内容を変更できるものとします。
- 2 前項の変更通知に対し、お客様が事前期間内に異議を申し出た場合、お客様および当社は変更 通知にかかる本契約内容の変更につき協議を行うものとする。なお、当該協議の開始から1ヶ月 経過しても合意に至らない場合、当社は本契約を終了させることができるものとします。

第10条 (存続条項)

第7条、第8条第3項および第4項、本条および条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、失効、その他理由の如何を問わず本契約が終了した後もその効力を存続するものとします。

「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、当社の提供する「社宅ラクっと NAVI」(以下「基本サービス」といいます。)のサービスとして、当社および株式会社リベロビジネスサポート(以下、併せて「当社ら」といいます。)の提供するワンコイン転勤社宅サービス(以下「ワンコイン転勤社宅」といいます。)、ワンコイン保育社宅サービス(以下「ワンコイン保育社宅」といいます。)またはヘヤワリサービス(以下「ヘヤワリ」といいます。)の利用に関し、お客様に同意していただく必要のある事柄を記載しています。

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、当社らが提供・運営するワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅およびヘヤワリの利用に関する基本的な事項を規定するものであり、ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリを利用するすべてのお客様が遵守しなければならないものとします。
- 2 ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅およびヘヤワリの詳細については、本約款に定める ほか、当社が別途定めるサービス詳細、お客様の合意の上で締結する取決書、申込書等(以下 「取決書等」といいます。)に定めるものとします。
- 3 本約款は基本サービスのうち、ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅およびヘヤワリに関する部分のみを規定するものであり、基本サービスに関する事項のうち本約款および取決書等に定めのない事項については、基本サービスにつき当社の定めた基本約款(利用法人様用)(以下「基本約款」といいます。)が適用されるものとし、お客様はこれに同意するものとします。
- 4 本約款に別途に定めた場合を除き、本約款における用語の意義は、基本約款に定めるところによるものとします。

第2条 (ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅およびヘヤワリの内容)

当社は、ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅およびへヤワリとして、お客様または利用社員に対し、第2章以降に定める内容のサービスを提供します。お客様は、第2章以降に定めるサービスのいずれかの利用を希望する場合、その旨を当社に当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に、当該サービスの利用にかかわる契約が成立します。

第3条 (サービス料)

お客様は、ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリの利用にかかるサービス料 として、第2章以降に定める内容のサービスに対応する費用を支払うものとします。ただし、当社 らが、無料と定めているものについてはこの限りではありません。

第4条 (サービス提供の前提等)

- 1 当社らは、当社らに故意または重過失のある場合を除き、ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリの提供の中断、停止、終了その他の利用不能、本サービスの変更、情報の削除または消失、機器の故障または損傷その他事由の如何を問わず、ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリに起因または関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。なお、法令その他の理由により、本項その他当社らの損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社がワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリの提供に関しお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社らの賠償責任の範囲は、当社らの責に帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとします。
- 2 ワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリに関し、お客様と利用社員その他の 第三者との間で紛争が生じた場合、当該お客様は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、自 己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社らはこれに一切関与せず、何ら責任を負 わないものとします。
- 3 当社らはワンコイン転勤社宅、ワンコイン保育社宅またはヘヤワリの提供に関し、住宅管理業者等の第三者を使用することができます。その場合、当社らは当該第三者の選任監督についての み責任を負うものとし、賠償責任の範囲は、本条第1項同様とします。

第2章 「ワンコイン転勤社宅」および「ワンコイン保育社宅」サービス

第5条 (ワンコイン転勤社宅およびワンコイン保育社宅の内容)

- 1 当社は、ワンコイン転勤社宅およびワンコイン保育社宅として、お客様または利用社員に対し、基本サービスを通じてお客様に紹介される物件または当社の管理する物件の情報(お客様が賃借する場合の賃貸借契約書の内容を含みます。)を提供します。
- 2 前項に基づき当社が情報提供した物件につき、お客様が当該物件を社宅として賃借する旨の意思が示された場合、別途当該物件の所有者または株式会社リベロビジネスサポートの指定した賃貸借契約書の内容により、当該物件の所有者(当該物件が転貸借されている場合には転借人)または株式会社リベロビジネスサポートとお客様との間で、本件物件の賃貸借契約又は転貸借契約(以下、本章において「本件賃貸借契約」といい、当該物件の所有者若しくは賃借人または株式会社リベロビジネスサポートとお客様との間で本件賃貸借契約が締結された対象となる物件を、本章において「本件物件」といいます。)が成立するものとします。
- 3 前項において、株式会社リベロビジネスサポートが契約当事者になる場合は、本件物件につき、株式会社リベロビジネスサポートが当社以外の第三者から賃借のうえ、お客様に転貸する方法により、お客様に賃貸するものとします。

第6条 (サービス料)

- 1 お客様は、ワンコイン転勤社宅またはワンコイン保育社宅の利用にかかるサービス料として、 本件賃貸借契約が成立した場合の管理費用のほか、お客様が取決書もしくは申込書等において利 用を希望したサービスに対応する費用を支払うものとします。
- 2 当社は、株式会社リベロビジネスサポートから委託を受け、本件賃貸借契約にかかる賃料の請求代行業務を行うものとし、お客様は、当該賃料と前項のサービス料を、本件賃貸借契約に定める賃料の支払と同様の支払期日および支払方法により、当社に対し、支払うものとします。
- 3 お客様が、基本サービスを利用する前からお客様の名義で賃貸借契約を締結していた社宅もしくは利用社員が個人の名義で賃貸借契約を締結して入居していた物件について、名義書換の手続が必要になるときは、当社に対し、名義書換費用として取決書もしくは申込書等に記載された費用を支払うものとします。新規契約時に基本サービスを利用せずに賃貸借契約を締結した物件および基本サービスを利用せずに引越を行った物件について、ワンコイン転勤社宅またはワンコイン保育社宅を利用するときは、当社に対し、提携外決定費用として取決書もしくは申込書等に記載された費用を支払うものとします。

第7条(ワンコイン転勤社宅およびワンコイン保育社宅に関する責任および免責)

- 1 ワンコイン転勤社宅またはワンコイン保育社宅を提供することにより、株式会社リベロビジネスサポートが、本件物件の転貸人となった場合であって、本件物件の入居者である利用社員(以下「入居者」といい、「転貸借に関する包括約款(住居用)」においても同様に定義します。)の故意または過失(本件物件の同居人および当該利用社員が一時的に本件物件に滞在させた者その他入居者と同視できる者(以下、これらの者と入居者を併せて「入居者等」といいます。)の故意または過失も含みます。)により、本件物件における事件事故(入居者等の自殺を含みます。)の発生または本件物件の損壊汚損等、本件物件の価値が低下する一切の事象が発生し、本件物件の所有者に損害が発生した場合において、当社らが、本件物件の所有者に対し当該損害を賠償した場合には、お客様または利用社員は、当該損害の賠償にかかる一切の費用を、別途定める支払期日および支払方法により、当社らに対し支払うものとします。
- 2 ワンコイン転勤社宅およびワンコイン保育社宅について、第4条の規定により、当社らが損害 賠償責任を負う場合において当社が賠償すべき金額は、賠償事由が生じた時点から過去3か月間 の間に当社らが受領したサービス料(当該サービスごとに各章で定めるもの)の総額を上限とす るものとします。

第3章 「ヘヤワリ」サービス

第8条 (ヘヤワリサービスの内容)

1 当社は、お客様または利用社員(社員、嘱託社員等、雇用形態を問わず、その家族も含む。以下、本章において同じ。)に対し、当社が提供運営するヘヤワリにかかるシステムを通じて、ヘヤ

ワリに登録された不動産業者(以下、本章において「登録企業」といいます。)を紹介し、当該登録企業の仲介により、株式会社リベロビジネスサポートが不動産物件の所有者から借り受けた物件(以下、本章において「本件物件」といいます。)を、賃料を減額したうえで利用社員に転貸することにより、当該利用社員が減額した賃料での物件の賃借を受けられるようにするサービスを提供します。ただし、社宅定年制の存在等の理由により、お客様を一方当事者とする本件賃貸借契約が終了し、本件物件について、当該物件の所有者または株式会社リベロビジネスサポートと利用社員個人の間で新たに本件賃貸借契約と同趣旨の契約が締結された場合には、当該契約においては、賃料の減額は受けられません。

- 2 当社らは、お客様および利用社員に対し、それ以外のヘヤワリ利用者に優先して、案件の受付 等のサービス提供をいたします。
- 3 お客様は、利用社員にヘヤワリおよびヘヤワリのシステムを利用させる場合、当社が別途定めるヘヤワリの利用にかかわる利用約款を各利用社員に同意させた上、当該利用約款に従って利用させるものとします。
- 4 第1項に定める利用社員が、賃貸借契約の有効期間中にお客様を退職するときは、お客様は、 当該退職日の1か月前までに株式会社リベロビジネスサポートに通知するものとします。

第9条 (サービス料)

お客様または利用社員は、当社らが、ヘヤワリの利用にかかるサービス料として、株式会社リベロビジネスサポートと利用社員との間で成立した賃貸借契約ごとに、当社とお客様との間で取決書もしくは申込書等においてヘヤワリ管理費用を定めている場合には、別途定める支払期日および支払方法により、当社に対し、支払うものとします。

第10条(ヘヤワリサービスに関する免責)

当社らは、お客様または利用社員に対し、当社らに故意または重過失のある場合を除き、ヘヤワリの提供の中断、停止、終了その他の利用不能、サービス内容の変更、情報の削除または消失、機器の故障または損傷その他事由の如何を問わず、ヘヤワリに起因または関連して生じた損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。なお、法令その他の理由により、本項その他当社らの損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社がヘヤワリの提供に関しお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社らの賠償責任の範囲は、当社らの責に帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとします。

「ベネフィット社宅」サービス利用約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、当社の提供する「社宅ラクっと NAVI」(以下「基本サービス」といいます。)のサービスとして、当社および株式会社リベロビジネスサポート(以下、併せて「当社ら」といいます。)の提供するベネフィット社宅サービス(以下「ベネフィット社宅」といいます。)の利用に関し、お客様に同意していただく必要のある事柄を記載しています。

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 1 本約款は、当社らが提供・運営するベネフィット社宅の利用に関する基本的な事項を規定する ものであり、ベネフィット社宅を利用するすべてのお客様が遵守しなければならないものとしま す。
- 2 ベネフィット社宅の詳細については、本約款に定めるほか、当社が別途定めるサービス詳細、 お客様の合意の上で締結する取決書、申込書等(以下「取決書等」といいます。)に定めるものと します。
- 3 本約款は基本サービスのうち、ベネフィット社宅に関する部分のみを規定するものであり、基本サービスに関する事項のうち本約款および取決書等に定めのない事項については、基本サービスにつき当社の定めた基本約款(利用法人様)(以下「基本約款」といいます。)が適用されるものとし、お客様はこれに同意するものとします。
- 4 本約款に別途に定めた場合を除き、本約款における用語の意義は、基本約款に定めるところによるものとします。

第2条 (ベネフィット社宅サービスの利用契約)

当社は、ベネフィット社宅として、お客様に対し、第2章に定める内容のサービスを提供します。お客様は、ベネフィット社宅サービスの利用を希望する場合、その旨を当社に当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾した場合に、当該サービスの利用にかかわる契約が成立します。

第3条 (サービス料)

お客様は、ベネフィット社宅の利用にかかるサービス料として、第2章に定める内容のサービス に対応する費用を支払うものとします。ただし、当社らが、無料と定めているものについてはこの 限りではありません。

第4条 (サービス提供の前提等)

1 当社らは、当社らに故意または重過失のある場合を除きベネフィット社宅の提供の中断、停

止、終了その他の利用不能、本サービスの変更、情報の削除または消失、機器の故障または損傷 その他事由の如何を問わずベネフィット社宅に起因または関連してお客様または利用社員に生じ た損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。なお、法令その他の理由により、本 項その他当社らの損害賠償責任を免責する規定にかかわらず当社がベネフィット社宅の提供に関 しお客様に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社らの賠償責任の範囲は、当社らの責 に帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとします。

- 2 ベネフィット社宅に関し、お客様と利用社員その他の第三者との間で紛争が生じた場合、当該 お客様は、直ちにその旨を当社に通知するとともに、自己の責任と費用においてこれを解決する ものとし、当社らはこれに一切関与せず、何ら責任を負わないものとします。
- 3 当社らはベネフィット社宅の提供に関し、住宅管理業者等の第三者を使用することができます。その場合、当社らは当該第三者の選任監督についてのみ責任を負うものとし、賠償責任の範囲は、本条第1項同様とします。
- 4 当社らは、ベネフィット社宅サービスの利用が、お客様に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合することおよびお客様の問題を解決することについて、何ら保証するものではありません。
- 5 ベネフィット社宅サービスは、令和5年8月時点で国税庁タックスアンサーNo.2597 (使用人に 社宅や寮などを貸したとき)に示された国税庁の見解(以下「本見解」といいます。)に基づいて 設計されています。当社らは、本見解が将来にわたって変更されないこと、及びお客様が将来に わたって本見解に基づく税制上の利益を得られることについて、何ら保証するものではありませ ん。なお、仮に本見解が変更される場合には、当社らは速やかにお客様に対する当社の対応を、 当社が定める方法で説明するものとします。
- 6 お客様は、利用社員の入居時の誓約書の取り交わし、給与変更ならびに天引きに関する同意書の取り交わし、労使協定の締結、社宅規程ならびに就業規則の労働基準監督署への提出その他ベネフィット社宅サービスを利用するにあたって必要となる一切の労務上の対応を、お客様自身の責任で実施するものとします。これらの対応の不備に起因してお客様または利用社員に発生した損害につき、当社は何ら責任を負わないものとします。

第2章 「ベネフィット社宅」サービス

第5条 (ベネフィット社宅サービスの内容)

- 1 当社は、ベネフィット社宅サービスとして、お客様または利用社員に対し、基本サービスを通じてお客様に紹介される物件または当社の管理する物件の情報(お客様が賃借する場合の賃貸借契約書の内容を含みます。)を提供します。
- 2 前項に基づき当社が情報提供した物件につき、お客様が当該物件を社宅として賃借する旨の意思を示された場合、別途当該物件の所有者または株式会社リベロビジネスサポートの指定した賃貸借契約書の内容により、当該物件の所有者(当該物件が転貸借されている場合には転借人)ま

たは株式会社リベロビジネスサポートとお客様との間で、本件物件の賃貸借契約又は転貸借契約 (以下、本章において「本件賃貸借契約」といい、当該物件の所有者若しくは賃借人または株式 会社リベロビジネスサポートとお客様との間で本件賃貸借契約が締結された対象となる物件を、 本章において「本件物件」といいます。)が成立するものとします。

- 3 前項において、株式会社リベロビジネスサポートが契約当事者になる場合は、本件物件につき、株式会社リベロビジネスサポートが当社以外の第三者から賃借のうえ、お客様に転貸する方法により、お客様に賃貸するものとします。
- 4 第1項のほか、当社らは、ベネフィット社宅サービスとして、お客様または利用社員に対し、 すでにお客様または利用社員が賃借している物件につき、株式会社リベロビジネスサポートが賃 借人たる地位を譲り受け(以下、「地位承継」といいます。)、当該物件をお客様に転貸するものと します。
- 5 前項において、お客様が当該物件を賃借している場合、お客様が当社に対し当該物件をベネフィット社宅として利用する旨の意思を示されたときは、株式会社リベロビジネスサポートとの間で、地位承継の合意がなされたものとし、利用社員が当該物件を賃借している場合、お客様または利用社員が当社に対し当該物件をベネフィット社宅として利用する旨の意思を示されたときは、お客様において、利用社員に対し、賃借人たる地位を株式会社リベロビジネスサポートに譲渡することについて説明し、その同意を得るものとします。
- 6 前二項の地位承継については、別途当該物件の所有者または当社らが指定した地位承継に関する覚書の内容により、当該物件の所有者、株式会社リベロビジネスサポート、およびお客様または利用社員との間で、当該物件の賃借人たる地位の移転に関する契約が成立し、地位承継が完了するものとします。この場合において、お客様または利用社員は、別途当社らが指定する書類を事前に提出するものとします。
- 7 お客様および株式会社リベロビジネスサポートは、前項の契約と同時に、別途当社らが指定した転貸借契約の内容により、第4項の転貸借契約を締結するものとします。
- 8 地位承継とともに敷金が承継されない場合において、物件の貸主から当社らが敷金の返金を受けたときは、当社らはお客様に対して敷金を返金するものとし、お客様の責任において利用社員に返金するものとします。

第6条 (サービス料)

- 1 お客様は、ベネフィット社宅サービスの利用にかかるサービス料として、本件賃貸借契約が成立した場合の管理費用のほか、お客様が取決書もしくは申込書等において利用を希望したサービスに対応する費用を支払うものとします。
- 2 当社は、株式会社リベロビジネスサポートから委託を受け、本件賃貸借契約にかかる賃料の請求代行業務を行うものとし、お客様は、当該賃料と前項のサービス料を、本件賃貸借契約に定める賃料の支払と同様の支払期日および支払方法により、当社に対し、支払うものとします。
- 3 お客様は、基本サービスを利用する前からお客様の名義で賃貸借契約を締結していた社宅もし

くは利用社員が個人の名義で賃貸借契約を締結して入居していた物件について、名義書換の手続が必要になるときは、当社に対し、名義書換費用として取決書もしくは申込書等に記載された費用を支払うものとします。新規契約時に基本サービスを利用せずに賃貸借契約を締結した物件および基本サービスを利用せずに引越を行った物件について、ベネフィット社宅を利用するときは、当社に対し、提携外決定費用として取決書もしくは申込書等に記載された費用を支払うものとします。

第7条(ベネフィット社宅サービスに関する責任および免責)

- 1 ベネフィット社宅サービスを提供することにより、株式会社リベロビジネスサポートが、本件物件の転貸人となった場合であって、本件物件の入居者である利用社員(以下「入居者」といい、「転貸借に関する包括約款(住居用)」においても同様に定義します。)の故意または過失(本件物件の同居人および当該利用社員が一時的に本件物件に滞在させた者その他入居者と同視できる者(以下、これらの者と入居者を併せて「入居者等」といいます。)の故意または過失も含みます。)により、本件物件における事件事故(入居者等の自殺を含みます。)の発生または本件物件の損壊汚損等、本件物件の価値が低下する一切の事象が発生し、本件物件の所有者に損害が発生した場合において、当社らが、本件物件の所有者に対し当該損害を賠償した場合には、お客様または利用社員は、当該損害の賠償にかかる一切の費用を、別途定める支払期日および支払方法により、当社らに対し支払うものとします。
- 2 ベネフィット社宅サービスについて、第4条の規定により、当社らが損害賠償責任を負う場合 において当社が賠償すべき金額は、賠償事由が生じた時点から過去3か月間の間に当社らが受領 したサービス料(当該サービスごとに各章で定めるもの)の総額を上限とするものとします。

転貸借に関する包括約款(住居用)

この約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社リベロ(以下「当社」といいます。)の関連会社である株式会社リベロビジネスサポート(以下「LBS」といいます。)が貸主およびお客様が借主として、当社ならびにLBS(以下「当社ら」といいます。)およびお客様間の継続的な契約関係に基づき、別途個別に両者合意のうえ指定する賃貸借の目的物(以下「対象物件」といいます。)に関し、LBSが対象物件の所有者(以下「対象物件所有者」といいます。)より賃借のうえ、お客様に対して当該対象物件を転貸することを内容とする賃貸借契約(以下「転貸借契約」といいます。)について、お客様が包括的に同意していただく必要のある事柄を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際には、本約款が適用されます。

第1章 総論

第1条 (総則)

- 1 LBS は、お客様との転貸借契約の締結のため、対象物件を対象物件所有者から賃借するものとします(以下、LBSと対象物件所有者との間で締結される賃貸借契約を「原賃貸借契約」といいます。)。本約款は、すべての転貸借契約に共通して適用される契約条件を包括的に定めるものであり、お客様が本約款に同意することによって、本約款に基づく契約(以下「包括契約」といいます。)が締結されるものとします。
- 2 前項につき、転貸借契約にかかる契約条件は、別途当社らの指定するウェブサイト上での提供 その他の方法により提示される内容(以下「詳細契約条件」といいます。)によるものとします。 なお、転貸借契約において別段の定めがない限り、詳細契約条件は、転貸借契約を構成する要素 であり、詳細契約条件に定めのない事項については、本約款の定めが適用されるものとし、詳細 契約条件に定める内容が本約款と矛盾抵触する場合には、詳細契約条件の定めが優先されるもの とします。
- 3 当社らは、自らの責任と負担において、対象物件所有者から対象物件を LBS がお客様に転貸することについての承諾書を取得のうえ、その写しをお客様に交付するものとします。
- 4 LBS およびお客様の対象物件に関する契約内容については、本約款に定めることのほか、当社らとお客様間において別途合意している「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款、「ベネフィット社宅」サービス利用約款および取決書(以下「別途合意事項」といいます。)の定めるところによるものとします。別途合意事項に定める内容のうち、本約款と利用約款が矛盾抵触する場合には、本約款の定めが優先されるものとします。本約款と取決書が矛盾抵触する場合には、取決書の定めが優先されるものとします。詳細契約条件と取決書が矛盾抵触する場合には、取決書の定めが優先されるものとします。

第2条 (契約期間および更新料)

1 転貸借契約の契約期間は、詳細契約条件に定めるとおりとします。

- 2 契約期間満了の1か月前までにお客様から契約終了の意思表示がなく、かつ契約期間満了6か月前までに当社らから更新拒絶の意思表示がない場合、転貸借契約は契約期間と同期間の条件で更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、詳細契約条件に別段の定めがあるときはこの限りではありません。
- 3 転貸借契約が更新される場合には、お客様は、当社らに対し、詳細契約条件に定める更新料を 転貸借契約更新時までに支払わなければならないものとします。

第3条 (使用目的)

お客様は、詳細契約条件に定める入居者一覧に記載した者の居住のみを目的として対象物件を使用しなければならないものとします。

第4条 (敷金)

- 1 お客様は、転貸借契約から生じる債務の担保として、詳細契約条件に敷金の定めがある場合、敷金を当社らに預け入れるものとします。
- 2 お客様は、対象物件を明け渡すまでの間、敷金をもって家賃、共益費その他の債務と相殺することができないものとします。
- 3 当社らは、お客様から対象物件の明け渡しがあったときは、対象物件を対象物件所有者に明け渡すものとします。なお、第1項の定めに基づき、お客様から敷金の預入れがなされている場合、当社らは、対象物件を対象物件所有者に明け渡した後、対象物件所有者から当社らに対し、原賃貸借契約に基づく敷金の返還があった日の属する月の翌月末までに、転貸借契約における敷金の全額を無利息でお客様に返還するものとします。ただし、当社らは、対象物件の明渡し時に、お客様による家賃の滞納やお客様の入居者等が故意または過失により、対象物件または付帯設備に加えた損害がある等、お客様に債務不履行が存在する場合には、当該損害の額を敷金から差し引くことができるものとします。
- 4 前項のただし書が適用となる場合には、当社らは、敷金から差し引く損害額の内訳をお客様に明示するものとします。
- 5 敷金額からお客様が負担すべき修繕費用、未納家賃、第26条記載の延滞損害金、損害賠償金 その他当社らが受領すべき金額を差し引いてもなお不足が生じるときは、お客様はこの不足額を 直ちに当社らに納付しなければならないものとします。
- 6 家賃が増額された場合、お客様は敷金を補填しなければならないものとします。補填する敷金 は、新家賃額を基準に、詳細契約条件の定めまたは家賃増加率(増額後の家賃を増額前の家賃で 除して算出する数値をいいます。)に現在の敷金額を乗じて算出された額から現在の敷金額を控除 して算出される差額とします。

第5条 (礼金)

当社らは、不動産公正取引協議会連合会が定める「不動産の表示に関する公正競争規約」に従っ

て表示され、広告された礼金等を転貸借契約締結時に詳細契約条件に定めるものとし、お客様はそれを当社らに支払うものとします。ただし、お客様は、転貸借契約締結後は、当社らに対し、理由の如何を問わず、当社らに支払済み礼金の返還を求めることはできないものとします。

第6条 (家賃)

- 1 お客様は、詳細契約条件に定める家賃を、同記載の支払期日および方法により支払わなければならないものとします。
- 2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、原賃貸借契約に従って計算した額とします。
- 3 当社らおよびお客様は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、家賃を改定することが できるものとします。
 - (1) 原賃貸借契約の家賃が改定された場合
 - (2) 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合
 - (3) 土地または建物の価格の上昇または下落その他の経済事情の変動により詳細契約条件に定める家賃金額が不相当となった場合
 - (4) 近傍同種の建物の家賃に比較して家賃が不相当となった場合
- 4 当社らおよびお客様間において複数の転貸借契約が締結されている場合、当社らはお客様に対し転貸借契約ごとの区分なく一括して家賃を請求することができるものとします。この場合において、お客様が転貸借契約の全部に充当するに足りない弁済を行った場合、弁済の充当の順番は当社らが指定するものとします。

第7条 (共益費)

- 1 お客様は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、詳細契約条件に定める共益費を当社らに支払うものとします。
- 2 前項の共益費は、詳細契約条件に定める家賃支払日と同日に、家賃の支払方法に従い、支払わなければならないものとします。
- 3 1か月に満たない期間の共益費は、原賃貸借契約に従って計算した額とします。
- 4 当社らおよびお客様は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、 共益費を改定することができるものとします。
- 5 当社らおよびお客様間において複数の転貸借契約が締結されている場合、当社らはお客様に対し転貸借契約ごとの区分なく一括して共益費を家賃と合わせて請求することができるものとします。この場合において、お客様が転貸借契約の全部に充当するに足りない弁済を行った場合、弁済の充当の順番は当社らが指定するものとします。

第8条(駐車場)

1 お客様は、駐車場を使用する場合、詳細契約条件に定める料金を支払、当社らまたは管理人の 指定する位置に、当社らの承諾を得た自動車のみを駐車しなければならないものとします。 2 駐車場内における盗難または事故等については、当社らおよび管理人は一切その責任を負わないものとします。

第9条 (諸費用の負担)

- 1 お客様は入居者の入居後、詳細契約条件の定めまたは当社らからの通知に従い、次の各号の実費相当額を支払うものとします。
 - (1) 電気料金、ガス料金、通話・通信料金、上下水道料金および汚物塵芥処理の費用
 - (2) 町内会費等
 - (3) その他転貸借契約に関連する費用で前号に準じる費用
- 2 お客様は、転貸借契約の締結に関連して当社が負担した費用および実費につき、詳細契約条件 に定めたときは、当社に対して当該費用および実費相当額を支払うものとします。
- 3 お客様と入居者との間において、前項各号の諸費用を入居者が負担する旨の合意がある場合における前項の規定の適用については、同項中「お客様」とあるのは「入居者」と読み替えるものとし、お客様は、入居者に対して、前項の諸費用を負担させなければならないものとします。なお、お客様が当社らに対し、当該合意が存在する旨を申し向けた場合には、当該合意が存在するものとみなします。この場合でも、入居者が前項各号の諸費用の支払を怠った場合には、お客様が入居者と同等の責任を負うものとします。

第9条の2 (転貸借契約締結にかかる費用)

- 1 お客様は、転貸借契約が締結された後は、入居者の入居前に解約した場合であっても、お客様が転貸借契約の初期費用として当社ら、不動産仲介業者、対象物件所有者その他の者に対して負う金銭債務につき、これを免除されるものではなく、また支払済みの部分について返還を求めることができないことを確認します。ただし、敷金については、この限りではありません。
- 2 お客様は、前項の場合、第 16 条第 1 項第 2 号に定める解約予告期間の満了日まで、お客様が 当社らに対し支払うべき賃料等についても、これを免除されるものではなく、また支払済みの部 分について返還を求めることができないことを確認します。

第10条 (新消費税率等)

転貸借契約の契約期間中に、お客様が当社らに対し支払うべき賃料等に課せられている消費税の 税率に変動があった場合、または新たに消費税その他の名目の新課税(その課税に課税率の変動が あった場合にはその新課税率を含みます。)がなされるに至った場合には、当然に新税率、新課税 (以下「新税率等」といいます。)が適用され、お客様は、以後の賃料等の支払について新税率等で 計算された賃料等を支払うことをあらかじめ承認するものとします。

第11条 (借主の善管注意義務)

1 お客様は、善良な管理者の注意をもって、対象物件を保全し使用しなければならないものとし

ます。

- 2 お客様は、自己または入居者等の故意、過失により、建物または設備等を故障、破損、滅失させたときは、当社らに対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
- 3 お客様は、自己または入居者等が当社らまたは対象物件の他の入居者に対し、損害を与えたときは、当社らまたは対象物件の他の入居者に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
- 4 お客様は、自己または入居者等の故意または過失により、対象物件に著しい汚損、き損、また は客観的にみて心理的瑕疵と評価される事態(対象物件内での死亡事故、犯罪行為等を含むがこ れに限られない)が生じ、これにより当社らに損害が生じ、または当社らが対象物件の所有者か ら損害賠償請求を受けた場合、当社らに対し、その損害(逸失利益、原状回復費用、特別な清掃 費用、風評被害等による損失等を含むがこれに限られない)を賠償するものとします。

第12条 (当社らの事前承諾事項)

お客様は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときには、あらかじめ当社らの書面による事前承諾を得なければならないものとします。

- (1) 詳細契約条件に定める入居者に新たな同居人を追加(ただし、出生を除きます。) する場合
- (2) 入居者を変更しようとする場合
- (3) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示する場合
- (4) 観賞用の小鳥、魚類であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物を飼育する場合(ただし、原賃貸借契約において動物の飼育が一切禁止されている場合には当社らは承諾しないものとします。)
- (5) 対象物件の出入口の鍵を変える場合

第13条 (禁止事項)

お客様は、入居者等の対象物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないもの とします。

- (1) 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- (2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること
- (3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- (4) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること
- (6) 対象物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸を行うこと
- (7)対象物件を第3条の使用目的以外に使用すること
- (8) 対象物件の増築、改築、改造もしくは模様替えまたは対象物件の敷地内において工作物の設置を行うこと

- (9) 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- (10) 反社会的勢力に占有させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- (11) 著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または 通行人に不安を覚えさせること
- (12) 危険薬物の販売等(東京都安全安心まちづくり条例第 28 条第 1 項)または特殊詐欺(同条例第 31 条第 1 項)の用に供すること

第14条 (届出事項)

お客様は、お客様または入居者が次の各号のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を当社 らに届出なければならないものとします。

- (1) 1ヶ月以上対象物件を留守にするとき、または現に居住していない場合
- (2) お客様または入居者の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じた場合
- (3) お客様または入居者が破産、民事再生、死亡または解散した場合
- (4) 対象物件および設備が破損またはその恐れが生じた場合

第15条 (入居中の修繕)

- 1 LBS は、次の各号に掲げる修繕を除き、お客様が対象物件を使用するために必要な修繕を行う ものとします。この場合において、お客様の故意または過失により必要となった修繕に要する費 用はお客様が負担しなければならないものとします。
 - (1) 畳の表替え、裏返し
 - (2) 障子紙の張り替え
 - (3) 襖紙の張り替え
 - (4) 電球、蛍光灯の取り替え
 - (5) 給水栓、排水栓の取り替え
 - (6) その他費用が軽微な修繕
- 2 前項の規定に基づき LBS が修繕を行う場合は、LBS は、あらかじめ、その旨をお客様に通知するものとします。この場合において、お客様は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することはできないものとします。
- 3 お客様は、要修繕箇所を発見したときは、速やかに LBS に通知しなければならないものとします。
- 4 前項の通知を怠りまたは遅延したことによって対象物件に損害を及ぼしたときは、お客様はその損害の一部または全部を賠償しなければならないものとします。

第 16 条 (解約予告)

1 当社らまたはお客様は、転貸借契約の更新を拒絶し、または解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならないものとします。

- (1) 当社らにおいては、LBS が転貸借契約を更新拒絶するについて正当事由があり、かつ、 転貸借契約終了日前6ヶ月以上の猶予期間をおくこと
- (2) お客様においては、退去日(建物の明渡し日)前30日以上の猶予期間をおくこと
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、お客様は、解約申込日から30日分の家賃等相当額を当社らに支払うことにより、即時に転貸借契約を解約することができるものとします。
- 3 お客様は、第1項第2号に基づき当社に通知した解約日より前に入居者が退去した場合であっても、転貸借契約は当該解約日の到来をもって終了することを確認し、当該解約日までの賃料等を当社らに支払うものとします。

第17条 (転貸借契約の解除)

- 1 LBS は、お客様が家賃、共益費等の支払を滞納し、その滞納額が家賃 2 ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内にお客様が履行しないときは、転貸借契約を解除することができるものとします。
- 2 お客様または入居者等が次の各号のいずれかに該当したときは、LBS は催告その他の法定手続 によらず、直ちに転貸借契約を解除することができるものとします。
 - (1) 家賃、共益費等の支払をしばしば遅延し、その遅延が転貸借契約における LBS およびお 客様間の信頼関係を損なうと認められる場合
 - (2) 契約もしくは第2章に定める入居規約等の禁止、制限事項に違反した場合
 - (3) 環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復した場合
 - (4) 第12条各号に定める事項につき、当社らの事前の承諾なくこれを行い、当社らからの指示にもかかわらずこれを改めない場合
 - (5) 第13条各号に定める事項を行った場合
 - (6) 入居申込書および転貸借契約書に虚偽を記載することその他不正な方法により入居したことが発覚した場合
 - (7) 第14条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となった場合
 - (8) 暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明した場合
 - (9) 暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員を反復継続して出入りさせた場合
 - (10) 薬物(大麻、覚醒剤、麻薬等およびこれらと同等以上に、興奮、抑制、幻覚その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるもの。) または特定危険薬物(特定危険薬物を含有する物品および直ちに人の身体に使用可能な形状の植物を含む。ただし、薬物に該当するものを除く。) を製造し、加工し、販売し、授与し、購入し、譲り受け、所持し、使用し、販売もしくは使用の目的で広告し、またはみだりに使用するための場所を提供し、もしくはあっせんした場合
 - (11) 対象物件において警察等捜査当局の介入を生じさせる行為があった場合

3 前2項に基づく解除は、当社らのお客様に対する損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。

第18条 (転貸借契約の当然終了)

天災、地変、火災等により対象物件を通常の用に供することができなくなった場合、または都市 計画等により、対象物件が収用されまたは使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなっ た場合は、転貸借契約は当然に終了するものとします。

第18条の2(原賃貸借契約終了時の地位の承継)

LBS と対象物件所有者との間における原賃貸借契約が終了した場合、転貸借契約における転貸人の地位を対象物件所有者が LBS から承継することがあります。この場合、LBS のお客様に対する敷金返還債務は、対象物件所有者が承継します。

第19条 (包括契約の解除)

- 1 お客様は、解除希望日の6か月以上前に書面をもって申し入れることにより本約款に基づく包 括契約を解除することができるものとします。
- 2 当社または LBS は、第 17 条に基づく転貸借契約の解除事由がある場合には、包括契約についてもお客様への何らの通知または催告なく、解除することができるものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社らまたはお客様が次の各号に該当する場合、相手方は、次の各号に該当する当事者に対し、何らの通知または催告なく、本約款を解除することができるものとします。
 - (1) 監督官庁より営業の許可取消しまたは停止等の処分を受けた場合
 - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥り、または自ら振り出しもしくは引き受けた手形・ 小切手が1通でも不渡りとなった場合
 - (3) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 金融機関から取引停止の処分を受けた場合
 - (5) 解散、会社分割、事業譲渡または合併の決議をした場合
 - (6) 本約款または転貸借契約(詳細契約条件を含みます。)に定める条項につき重大な違反が あった場合
 - (7) その他前各号に準じる事由が生じた場合
- 4 包括契約が解除されたとき、または、理由の如何を問わず包括契約が終了した場合には、当社または LBS は、本約款に基づき締結された転貸借契約を解除することができるものとします。この場合において、お客様または入居者が入居者による対象物件への居住を続けることを希望する場合、お客様は LBS の立場を引き継ぎ、対象物件所有者と賃貸借契約を別途締結するものとし、当社らはその際の費用等を一切負担しないものとします。

第20条 (行方不明の場合の措置)

第17条第2項第7号の場合において、当社らは、お客様、入居者の緊急連絡先となっている者 等の入居者の関係者(転貸借契約につき連帯保証人がある場合、当該連帯保証人を含みます。)の立 ち会いのうえ、対象物件に残置された入居者の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管するこ とができるものとします。なお、これに要するすべての費用と損害金はお客様の負担とします。

第21条 (明渡しおよび原状回復)

- 1 お客様は、転貸借契約が終了したときは、直ちに対象物件を明け渡さなければならないものとします。この場合において、お客様は、通常の使用に伴い生じた対象物件の損耗を除き、対象物件を原状回復しなければならないものとします。
- 2 お客様は、前項の原状回復の実施につき、別途当社らまたは原契約の賃貸人の指定する施工事業者をしてこれを行わせなければならないものとします。当社らはお客様に対し、原状回復の項目および金額を書面にて提示するものとします。
- 3 お客様は、第1項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に当社らに通知しなければならないものとします。
- 4 転貸借契約における対象物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了した時をいいます。
 - (1) お客様および入居者等すべての退去
 - (2) お客様または入居者等が対象物件内に搬入したすべての家財、物品等の搬出
 - (3) 対象物件内外の清掃およびゴミ、汚物等の撤去、処理
 - (4) 第22条に規定する諸費用精算の完了および鍵の返還
- 5 お客様が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならないものとします。
 - (1) 退去予定日より対象物件明渡し完了にいたるまでの間、詳細契約条件に定める月額家賃等 の合計額の2倍に相当する損害金
 - (2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金
- 6 お客様は、対象物件の明渡しに際し、移転料、立退料等を請求すること、およびお客様の付加した造作物その他について当社らに買取りを請求することはできないものとします。

第22条 (諸費用の精算)

- 1 お客様は、転貸借契約の終了にあたり、自己が使用した電気料金、上下水道料金、ガス料金、電話料金および汚物塵芥処理の費用について精算をしなければならないものとします。
- 2 前項の費用につきお客様と入居者との合意により入居者が負担するとする場合、お客様は入居 者をして精算させなければならず、入居者による精算をもって前項の精算をしたものとみなすも のとします。
- 3 お客様は、第4条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、当社またはLBS からの求め

があった場合、前項に掲げる費用の領収書の写しを当社らに提出しなければならないものとします。

第23条(入居者が社宅定年到来後に本件物件の居住を希望する場合の特則)

- 1 お客様が、社宅定年制を採用している等、当社が相当と認める事由により、本件物件の転貸借契約の最長存続期間が確定している場合には、お客様は、当社らに対し、転貸借契約の締結時において、社宅定年が到来する日を提示し、かつ、本件物件に入居する利用社員が当該最大存続期間の満了後の居住を希望する旨を、別途当社が定める期日までに通知した場合には、当社らは、当該最大存続期間の到来を理由とするお客様との転貸借契約の終了に伴い、新たに当該利用社員との間で本件物件の転貸借契約の締結を行うことができるものとします。
- 2 お客様が、本件物件の転貸借契約締結後に社宅定年制を導入した場合においても、遅滞なく当 社らに対し、社宅定年制を導入した旨及び社宅定年が到来する日を通知したときには、前項の規 定を適用するものとします。
- 3 お客様が家賃保証会社に加入している場合において、当該家賃保証会社が個人の家賃保証に対応していない等の正当な事由により、前二項による申し出にかかわらず、利用社員との間で本件物件の転貸借契約の締結を行うことができない場合があることを、お客様はあらかじめ了承するものとし、また、あらかじめ利用社員の了解を得なければならないものとします。
- 4 本条の規定により、新たに利用社員との転貸借契約が締結される場合には、当社らによる特段 の指定がない限り、前二条の規定は、お客様との間の転貸借契約の終了時には適用されず、当該 利用社員との転貸借契約が終了した時点で適用されるものとします。
- 5 本条の規定により、利用社員個人が転貸借契約の当事者となった場合には、本約款及び従前お客様に適用があった一切の約款について、利用社員に適用ないし準用されるものとし、お客様は、利用社員に対し、これらの約款を遵守させる義務を負うものとします。

第24条 (立入り)

- 1 当社らは、対象物件の防火、対象物件の構造の保全その他の対象物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめお客様の承諾を得て、対象物件内に立入ることができるものとします。なお、お客様は、当社らへの承諾の前に入居者からも承諾を得ておくものとします。
- 2 お客様は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく当社らの立入りを拒否すること ができないものとします。
- 3 お客様による解約申入れの後に、対象物件を賃借しようとする者または対象物件を譲り受けよ うとする者が下見をするときは、当社らおよび下見をする者は、あらかじめお客様の承諾を得 て、対象物件内に立入ることができるものとします。
- 4 当社らは、火災、地震、漏水、ガス漏れ等対象物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、お客様の承諾を得ることなく、対象物件内に立入ることができるものとします。この場合において、当社らは、お客様の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかにお客

様に報告しなければならないものとします。

第25条 (損害保険の加入)

- 1 お客様は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償または個人賠償の責を負う事故を発生させた 場合のために賠償責任特約付の住宅総合保険もしくは借家人賠償責任保険に自ら加入し、また は、入居者を加入させなければならないものとします。
- 2 お客様または入居者等の故意または過失により、当社らに損害を与えた場合は、当社らはその 損害につきお客様または入居者の保険金によって補填されるものとし、補填できない部分につい ては別途お客様に対し請求できるものとします。

第26条 (延滞損害金)

お客様は、包括契約または転貸借契約から生じる金銭債務(家賃、共益費等)の支払を遅延した 時は、お客様は当社らに対し年 14.6%の割合による延滞損害金を支払わなければならないものとし ます。

第27条 (法人契約)

- 1 お客様が法人の場合、入居者は、お客様の役員、従業員およびその家族に限定するものとし、 詳細契約条件に定めるものとします。
- 2 入居者に変更が生じる場合は、事前にお客様は当社らに通知するものとします。

第2章 賃貸住宅の共同生活に関する規約

第28条(本規約の目的)

本章の各条項は、第17条第2項第2号に基づき、賃貸住宅の賃借人または入居者(以下、総称して「賃借人等」といいます。)が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第 29 条(賃借部分の善管注意)

賃借人等は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1)通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
- (2)水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにすること。
- (3)水洗トイレおよび流し台等は、排水管に物をつまらせないよう注意すること。
- (4)電気、ガスの取扱いについては、事故の発生しないようにすること。
- (5)日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まないこと。

第30条(一般的遵守事項)

- (1)テレビ、ステレオ、その他楽器類の音量は、周囲に迷惑がかからない程度に押さえること。
- (2)ドアの開閉は静かに行うこと。
- (3)階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう十分注意すること。
- (4)悪臭を放って、近隣に迷惑をかけないこと。
- (5)ペットの持ち込みが可の場合でも、放し飼いにして共用部分に出したり、鳴き声、臭いで近所に迷惑をかけたりしないこと。

第31条(駐車場)

- (1)契約駐車場の場合、空いていても他の車を駐車してはなりません。
- (2)賃借人等は、自転車、バイクおよび自動車等を路上駐車しないこと。賃借人等の知人の車の場合も、賃借人等が責任をもって、注意すること。
- (3)自動車、バイクの空ふかしはしないこと。

第32条(共用部分)

- (1)バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じるため、十分注意すること。
- (2)隣に続いているバルコニーの場合は、火災発生時の避難のため、隣との仕切り板の付近に物を集積しないこと。
- (3)エレベーター内で、物を散らかしたり、落書やつばを吐いたりして、汚さないこと。
- (4)共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしないこと。

第33条(コミュニティ)

- (1)回覧板は、目を通したら、速やかに次順の者へ回すこと。
- (2)町内会へは入会し、町内会費は必ず支払うこと。
- (3)町内会の行うコミュニティ活動等には積極的に参加すること。

第34条(ゴミ処理、清掃)

- (1)共用部分は、常に清潔にすること。
- (2)ゴミはゴミ袋(指定)に入れ、必ず指定日に所定のゴミ集積所に出すこと。
- (3)ガラス、空缶等の燃えないゴミや危険物等の廃棄物は、指定日に所定の場所に危険のないように処理すること。
- (4)転入転出時等に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任において他に迷惑をかけないように処理すること。

第35条(防火対策)

- (1)自然発火、引火爆発のおそれのあるものは、建物内に持ち込まないこと。
- (2)階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かないこと。

第36条(その他の禁止事項)

- (1)建物および敷地内にチラシ等を提示する一切の行為。
- (2)電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更すること。
- (3)共用部分で喫煙すること。
- (4)他の居住者および近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせたりすること。

第37条(管理業者からの注意)

賃借人等は、管理業者から共同生活上の指示や注意があった場合、速やかに、これに従わなければなりません。

第38条(規約違反)

本章の各条項に関し、違反の程度が著しい賃借人等に対しては、包括契約を解除するものとします。

社宅管理サービス(転貸型) 借上社宅等の包括契約に関する取決書

お客様、株式会社リベロ(以下「当社」といいます。)および株式会社リベロビジネスサポート (以下「LBS」といいます。)は、以下の内容にて、借上社宅等の包括契約に関する取決書を締結す るものとし、お客様が申込書の該当箇所へレ点チェックし、当該申込書を当社へ提出することによ り本取決書の効力が発生するものとします。

第1条 (本取決書の目的)

- 1 本取決書は、お客様が、当社が提供するサービス「社宅ラクっと NAVI」のサービスであって、当社および LBS (以下「当社ら」といいます。)が提供する「ワンコイン転勤社宅」サービス、「ワンコイン保育社宅」または「ベネフィット社宅」サービス(以下「原サービス等」といいます。)を利用するにあたり、その細目について、お客様、当社および LBS との三者間で取り決めを行うことを目的とします。
- 2 本取決書は、お客様が原サービス等の内容として、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款または「ベネフィット社宅」サービス利用約款(以下「原サービス利用約款等」といいます。)第2章が定めるもの(以下「社宅管理サービス」といいます。)を希望し、かつ、このうち、当社が、お客様または利用社員に対し情報提供し、所有者と賃貸借契約を締結するに至った物件(以下「本件物件」といいます。)につき、LBSが当社以外の第三者から賃借のうえ、お客様に転貸する方法により、お客様に賃貸するもの(以下「社宅管理サービス(転貸型)」または「本サービス」といいます。)に限り、その細目を規定するものです。
- 3 本取決書における用語の定義については、本取決書で別途定める場合を除き、基本約款(利用 法人様用)、原サービス利用約款等および転貸借に関する包括約款(住居用)に従うものとしま す。

第2条 (本サービス利用条件)

- 1 お客様は、本件物件の性質、種類またはその契約条件により、本サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
- 2 前項の場合において、社宅管理サービスのうち、本サービス以外のもの(以下「社宅管理サービス(代行型)」といいます。)の利用が可能な場合であって、当該物件を希望する場合については、お客様は、当社らと別途代行型に関する取決書を締結し、適用するものとします。
- 3 お客様が、本サービスを利用するにあたり、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款第2章第6条第3項または「ベネフィット社宅」サービス利用約款第2章第6条第3項の規定により、提携外決定費用を支払わなければならない場合には、お客様は、当社に対し、一件当たり1万円(消費税別)を支払わなければならないものとします。

第3条 (サービス内容)

- 1 当社らは、お客様に対し、本サービスの基本サービスとして、別紙 4-1 に定めるサービスを提供します。
- 2 当社らは、お客様による申し込み(次項に定めるものをいいます。)に基づき、お客様に対し、 オプションサービスとして、別紙 4-2 に定めるサービスを提供します。
- 3 お客様が、別紙 4-2 のオプションサービスの利用を希望する場合は、別紙申込書の該当箇所へ レ点チェックをし、または別途当社らが用意する申込用の書類を提出するものとします。
- 4 お客様が、本サービスに加入している場合において、社宅定年制の存在等、当社が相当と認める事由により、本件物件の転貸借契約が終了した後、LBSが、居住の継続を希望する利用社員個人との間で、新たに本件物件の転貸借契約を締結し、その利用社員本サービスに加入する場合、当社らは、当該利用社員に対し、従前お客様が加入していた本サービスの費用の一部又は全部の支払いを免除することができるものとします。なお、この場合であっても、別紙 4-2 記載の転貸初期費用に含まれない原状回復費用等、退去に係る費用がさらに生じる場合には、利用社員は、当該原状回復費用等の負担を免れるものではありません。

第4条 (本サービス利用にかかる費用の支払)

- 1 お客様は、当社らに対し、転貸借に関する包括約款(住居用)(同約款により転貸借の内容となる詳細契約条件の定めを含みます。)において合意の上で定める本件物件の賃料、初期費用、更新料その他本件物件の転借にあたり月次に支払うべき費用(なお、本取決書では例示として別紙2および3において費用を掲げるが、これらは当事者間の参考のための目安を記載したものであり、この内容に拘束されるものではありません。)に加えて、別紙4-1が定める費用を支払うものとします。
- 2 お客様が、第2条第3項に該当する場合、または、別紙 4-2 のオプションサービスを利用する場合には、お客様は、当社らに対し、これらの費用についても支払うものとします。
- 3 お客様は、前二項の費用を、当該費用が発生した日の属する月の月末締め翌月 20 日(同日が 休日の場合にあっては翌営業日)までに、別途当社が指定する口座に支払うものとします。な お、振込手数料はお客様の負担とします。
- 4 前項の規定にかかわらず、お客様が、別紙 4-2 のオプションサービスを利用する場合には、支払期日を翌月 25 日(同日が休日の場合にあっては翌営業日)に変更することができるものとします。
- 5 当社らが本件物件の賃貸にあたり月次に支払うべき費用の支払先が、消費税法第2条第7の2号に定める適格請求書発行事業者以外の者である場合において、当社らにて仕入税額控除ができないときは、お客様は、当社らに対し、当社らが控除できない額の金員について、手数料(「インボイス管理費」といいます。)(消費税別)として支払うものとします。

第5条 (基本サービス内容の詳細)

- 1 お客様は、社宅管理サービスに基づき、当社らに対し、別紙1のとおり各業務を委託するものとし、また、当社らおよび元貸主(特段の記載のない限り本件物件の賃貸人および管理会社(仲介会社を含みます。)を指します。以下、本取決書において同様とします。)に対し、自己または利用社員をして必要な対応を行わなければならないことを確認します。
- 2 お客様は、LBS に対し、本件物件の賃貸借契約又は転貸借契約の新規締結および更新ならびに これらに関する契約書類への調印について代理権を授与するものとします。ただし、当該代理権の 範囲は、お客様が定める社宅に関する規程その他これに類似関連する社内規則に反しない物件に 関する契約に限られるものとします。
- 3 お客様と当社らとの間に別段の合意が存在する場合には、第1項の規定に優先して当該合意が 適用されるものとします。

第6条 (安心プランの詳細)

お客様が、別紙 4-2 の安心プランを利用する場合、お客様は、以下のサービスを受けることができます。

- (1) 火災保険包括物件 火災保険が付帯された物件での契約が可能になります。
- (2) 支払日変更 支払期日を翌月25日(同日が休日の場合にあっては翌営業日)に変更することができます。
- (3)請求書郵送

通常当社らのウェブサイト上でデータとしてのみ確認することができる請求書を、書類原本として、当社らから郵送を受けることができます。

第7条 (家具家電レンタルの詳細)

- 1 お客様が、別紙 4-2 の家具家電レンタルを利用する場合、お客様は、家具家電レンタル契約包括約款の定めにより、申込書記載の家具および家電を選択してレンタルすることができるものとし、申込に当たっては家具家電レンタル契約包括約款に従うものとします。ただし、申込書記載オプションの家具および家電のいずれかをレンタルする際には、同申込書記載の基本 4 点セットまたは基本 3 点セットを必ずレンタルしなければならないものとします。
- 2 家具および家電のレンタル料および配送設置費用ならびに撤去回収費用については、申込書に 定めるとおりとします。
- 3 お客様が、家具家電レンタルの解約を希望する場合、お客様は、当社らに対し、その1か月前 までに当社らの所定の方法で通知しなければならないものとします。
- 4 家具家電レンタルの期間は申込書記載のとおりとし、それ以前に解約する場合には、お客様は、当社らに対し、違約金として、家具家電レンタル契約包括約款に定める金額を支払うものとします。

- 5 お客様が、設置予定日の5日前以内に家具家電レンタルの利用申込みの取消を行う場合、お客様は、当社に対し、キャンセルする物件ごとに1万円を支払わなければならないものとします。
- 6 お客様が、設置予定日の5日前以内に「社宅ラクっと NAVI」、原サービス等、本サービスのいずれかの利用申込みの取消を行う場合、お客様は、当社に対し、家具家電レンタルの利用申込を行っていた物件ごとに1万円を支払わなければならないものとします。

第8条 (有効期間)

本取決書の有効期間は、原サービス等の有効期間と同様とします。

第9条 (協議事項)

本取決書に定めのない事項および本取決書の中で疑義の生じた事項については、別途、お客様、 当社および LBS の三者の協議のうえ決定するものとします。

別紙1 基本サービスの業務フロー

1 お客様が当社らに対して対応が必要な事項について

1 お谷	以	(別心が必安な事項に)	
業務	項目	方法	注意事項・取決め
物件紹介		たは従業員専用URL から登録。	お客様は、原サービスを利用するものとします(「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育 社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款第 5 条第 1 項、「ベネフィット社宅」サービス利用約
		お客様が当社らより報	款第5条第1項)。 ・LBSが、お客様へ転貸するための借上社宅 の賃貸借契約を締結し、当社らは、お客様に
新規契約		確認。	対し、すみやかに、締結された賃貸借契約に ついての報告を行います。 ・お客様は、当社らが契約を締結した日が属 する月から、当社らに対する月額管理費の支
	物件情報提出	お客様は、当社らに対 し、名義書換に必要な 情報を当社らが指定す	払を開始するものとします。 名義書換に必要な情報は以下のとおりとします。 ①物件名および部屋番号 ②利用社員を含む入居者名
名義書換		提出しなければならな いものとします。	③物件所在地④管理会社名⑤管理会社連絡先⑥敷金の扱い
【転貸型】	万芒寺松口 二小 卢	1. 存长)1.	⑦初期費用明細書 ⑧その他必要な情報として当社らが指定したもの
	名義書換日設定	の設定を行います。	お客様は、管理会社によっては、書換申請から2か月から3か月程度の時間を要する場合があることをあらかじめ了承するものとします。
			・お客様は、LBS および元貸主の三者間で地 位承継に関する合意書等を締結するものと します。

			・作成した合意書等は、上記三者による記名 押印後、各一部ずつ保管するものとします。
			当社らは、お客様に対し、すみやかに締結さ
			れた転貸借契約(および当該契約の詳細契約 条件)についての報告を行います。
	契約更新の意思		・当社らからお客様に対し契約満了予定であ ることの通知は行いません。
更新契約			・お客様から解約通知や特段の相談等がなか った場合、当社らは、お客様の代理人として、
約			新たに詳細契約条件に定める期間と同期間 にての契約更新手続きを元貸主と行うもの
	<u> </u>), c544) > 1/41 > 1=44	とします。
	解約申請		賃貸借契約の解除または解約の通知は、お客 様が当社らに行うものとし、解約日は、当社
6.77		います。	らが上記通知を3営業日以内に受付し、その 上で、当社らが元貸主または管理会社に解約
解約			通知して、元貸主または管理会社が受付また は承諾した日から1か月後もしくは2か月
		3.11	後の日とします。ただし、元貸主または管理 会社による受付または承諾が確認できない
			場合はこの限りではありません。
請求支払	お客様からの支払	お客様は、当社らに対し、第4条第2項に基	
支払		づいて支払を行いま す。	

2 入居者たる利用社員の対応が必要な事項について

業務	項目	方法	注意事項・取決め
	社宅物件紹介申請		お客様は、利用社員に原サービスを利用させるものとします(「ワンコイン転勤社宅・
物件紹介			で るものとします (「ケンコイン転動化七・ ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利
介			用約款第5条第1項、「ベネフィット社宅」
			サービス利用約款第 5 条第 1 項)。
	入居	契約開始日以降に入	・利用社員が入居する日はあらかじめ管理
±		居。	会社と利用社員本人との間で連携させな
新 規			ければならないものとします。
新規契約			・入居日の変更があった場合には、利用社
W-2			員が管理会社に直接連絡等するものとし
			ます。
更	更新契約書類への	利用社員の署名押印。	利用社員が更新契約書に署名捺印する必
更新契約	署名捺印		要がある場合は、当社らからお客様に連携
約			して必要な対応を求めるものとします。
	退去立合い日時	解約通知後の退去立	退去立合い日の日時調整は、利用社員が管
	調整	合い日程調整。	理会社と直接行うものとします。
鱼星			
解約			

3 当社ら、元貸主、管理会社、または仲介会社が対応する事項について

業務	項目	方法	注意事項・取決め
	希望条件のヒ	当社らから利用社	
	アリング	員に対し希望条件	
		をヒアリング。	
	物件探索依頼	当社らから仲介会	当社らが対応可能な仲介会社選定し探索
		社へ物件探索依頼。	を依頼します。
	物件資料提出	仲介会社が利用社	お客様の社宅規程を仲介会社が事前に確
		員に対し物件資料	認しその上で、仲介会社が直接利用社員に
		をメールで送信。	対し、物件資料のメール送信を行います。
	物件内見	利用社員から仲介	物件内見により、物件申込みの優先順位が
		会社へ内見依頼後、	決定されないこと、および利用社員が希望
		仲介会社が現地案	した物件を必ず契約締結できるものでは
		内。	ないことを、お客様および利用社員はあら
d7.			かじめ了承するものとします。
物 件	物件入居申し	仲介会社から当社	お客様と利用社員は、入居者の「物件決定」
紹介	込み	らに対し、物件決定	から「契約開始日(=入居日)」までに、
かた		報告が入った後、物	最短で8営業日(土日祝日を除く)を要す
入		件申込書と物件資	ることをあらかじめ了承するものとしま
物件紹介から入居申し込みまで		料等を送付。	す。
し込		当社らによる物件	・元貸主または管理会社に入居申込書が
みょ		申込書の記入およ	到達し、同人の審査後にその申込の意思表
まで		び仲介会社への送	示に対する承諾をもって契約締結としま
		付。	す。
			・元貸主または管理会社の契約審査基準
			および審査結果は非公開とします。
			・原則として一戸建ての賃貸物件は契約
			対象とならないものとします。ただし、当
			社らが認めるときは、当社らの指定した条
			件に従う場合に限り、契約対象とすること
			ができます。
	契約開始日	契約開始日につい	・利用社員の物件決定日以後に契約開始
		て日程調整等。	日が確定するものとします。ただし、物件
			決定日から入居者の入居希望日まで、相当
			の期間がある場合には、元貸主または管理
			会社の要請により、契約開始日が早まる可

			能性があることを、お客様および利用社員
			はあらかじめ了承するものとします。
	契約条件の確	契約書雛形等を当	・地域商慣習による退去時の賃料計算方
	認および交渉	社らの下で確認後、	法、解約違約金および短期解約違約金は元
		社宅規程に反する	貸主の指定に従うものとし、当社らは交渉
		事実が発見された	を行いません。
		場合には、当社ら	・お客様および利用社員は、元貸主が以下
		は、元貸主、管理会	の内容に該当する場合には契約締結がで
		社または仲介会社	きないことをあらかじめ了承するものと
		に対し、事実の確認	し、その際には、再度物件の選定を行うも
		や是正を依頼しま	のとします。ただし、再度の選定にかかる
		す。	費用については、当社らは負担を要しない
			ものとします。
			①元貸主またはその代理人が反社会的勢
			力であることが判明した場合
杂斤			②元貸主の都合で月額賃料を更新時以外
規			の場合でも一方的に増加でき、借主側が協
新規契約			議する余地がない場合等、借主にとって不
			利となる条件が賃貸借契約書に存在して
【転貸型】			おり、そのために当該物件の借主になるこ
盖			とを当社らが断念した場合
			・短期解約違約金のある場合において、契
			約上に記載された違約金の発生期間内に
			解約する場合には、お客様が当該費用を負
-	却始如曲曲四	却如日日本人口化士。	担するものとします。
	契約初期費用	契約開始日先立つ、	・転貸借契約が成立した日以降、当社らは
	の送金	当社らから元貸主、	仲介会社に入居時費用を支払うものとし
		管理会社または仲	ます。
		介会社に対する契約知典の法会	・お客様は、送金以後契約開始日以前に当
		約初期費用の送金。	該物件の契約締結を中止しようとした場 合において、支払済みの初期費用が元貸主
			から返戻されない場合があり、その場合、
			当社らは、お客様に対し、契約初期費用の
			当社らは、お各様に対し、美利切期負用の 返還を行わないことをあらかじめ了承す
			るものとしょり。

	鍵の受け取り	管理会社または仲	・お客様は、利用社員に対し、「住民票」
	以び又り収り	介会社から入居者	「健康保険証 「在職証明書 等の入居者
		へ鍵渡し。	特定のための書類を携えて管理会社また
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			は仲介会社に向かわせて、提出し、その他
			必要書類への署名させるものとします。
	賃貸借契約の	元貸主との賃貸借	・LBS は、元貸主と賃貸借契約を締結し、
	締結	契約締結。	その物件をお客様に転貸します。この場
			合、お客様と LBS は、お客様があらかじ
			め「転貸借に関する包括約款(住居用)」
			の適用を承諾する(申込書にレ点チェック
			する方法による) ことをもって、転貸借契
			約が成立するものとし、当社らは、お客様
			に対し、別途転貸借契約にかかる詳細契約
			条件をウェブサイト上での提供を含む適
			宜の方法により提示するものとします。
		入居者名の署名押	・入居届、緊急連絡表等、管理会社が指定
		印。	する、署名押印が必要な帳票がある場合に
			は、利用社員は署名押印しなければならな
			いものとします。
	賃料が値上が	当社らは、元貸主に	・やむを得ない事情により賃料が値上が
	りする場合	対して、契約条件の	りする場合は、当社らは、元貸主と合意す
		据え置き等の依頼	る前にお客様の承認を得るものとします。
		を行うものとしま	・当社らが、お客様から上記承認を得られ
		す。	ない場合には、更新を行わないなどの措置
			をとることができ、お客様および利用社員
			はあらかじめこれを了承するものとしま
更			す。
更新契約	賃料が値下が	当社らは、お客様に	
約	りする場合	対し、事後報告を行	
		うものとします。	
	更新料の請求・	当社らは、契約更新	・当社らが、お客様に対し、更新料、更新
	元貸主へ送金	日の前月末までに	事務手数料の請求を行う時期は、契約更新
	時期	賃料に併せ、元貸主	日が属する月の前月とします。
		または管理会社に	・当社らは、請求の内訳を月次請求書に記
		対し送金を行いま	載するものとします。
		す。	
	I .		

	解約手続き(解	当社らが管理会社	・解約日が属する月の賃料の取扱いにつ
	約通知)	へ解約通知を送信	いては、元貸主または管理会社の指定した
		します。	方法に従うものとします。
			・お客様および利用社員は、解約日の確定
			後に解約日の変更や延長をすることはで
			きません。
	退去の立会い	利用社員は、管理会	
		社の担当者の立ち	
布刀		合いの下、部屋の状	
解約		況確認を行わなけ	
退		ればならないもの	
【退去および清算】		とします。	
よ	原状回復費用	状況確認後、元貸主	
清	の見積り提出	または管理会社は、	
算		当社らに対し、見積	
		り提出します。	
	見積書確認(内	当社らは、原状回復	・お客様および利用社員は、地域商慣習に
	容精査)	費用が利用社員に	よっては、国土交通省が定める「原状回復
		とって不利が無い	トラブルのガイドライン」が通用しない場
		か内容を精査し、必	合があることをあらかじめ了承しなけれ
		要があるときには	ばならないものとします。
		元貸主または管理	
		会社に確認を行う	
		ものとします。	

利用社員の故	当社らからお客様	・以下の費用は、別紙 4-2 記載の転貸初期
		費用を導入いただいている場合には、その
と		範囲内となりお客様への請求は行いませ
回復費用の報		
	9 0	ん。 イ) ハウスクリーニング・エアコンクリー
告		
		ニング代や、クロス・畳・襖・障子の張替
		え代等あらかじめ賃貸借契約書に記載さ
		れている借主が負担すべき費用(ただし、
		転貸初期費用金額を上回る固定費がある
		場合はこの限りではありません。)
		ロ)賃貸借契約上の自然損耗や借主の通常
		使用分を除いた原状回復費用
		ただし、以下の原状回復費用のうち、元貸
		主から正当に請求されたものと当社らが
		認識できるものについては、お客様が負担
		するものとします。
		①ペットの飼育が原因による原状回復費
		用(飼育の事前許可の有無を問いません。)
		②寒冷地暖房器具や太陽光発電メンテナ
		ンスなどの特殊清掃費用
		③借主の通常使用では発生しない消臭・消
		毒・ムシ駆除等の費用
		④元貸主が設置していた設備等が利用社
		員の責めによる理由で故障していた場合
		の修理費用
		⑤鍵やリモコン等備品紛失による元貸主
		への弁償費用
		⑥喫煙による室内の汚損
		⑦故意・過失による汚損破損
		⑧その他、通常の使用では元貸主から借主
		へ請求される可能性の低い項目のもので
		あっても、お客様または利用社員が負担す
		べき費用であると当社らが判断したもの。
		・転貸初期費用を導入しない場合、上記
		イ) 及びロ) ならびに①乃至⑧のうち元貸
		主から正当に請求されたものと当社らが
		<u>'</u>

			認識できる費用については、お客様負担と
			なります。
	当社らによる	お客様が、敷金を差	
	敷金返還請求	し入れていた場合、	
		当社らは、元貸主に	
		対し敷金返還請求	
		を行います。	
	元貸主または	元貸主または管理	賃貸借契約の解約後において、お客様に返
	管理会社から	会社は、当社らに対	戻金がある場合には、退去した日の月末締
	当社らに対す	し、原状回復費用等	め翌月末にて支払を行うものとします。
	る敷金返戻	に充当された金額	なお、振込手数料については下記の通りと
		を除いた敷金の返	します。
		還を行います。	①元貸主または管理会社が振込手数料を
			負担している場合は、当社らからお客様へ
			の振込にかかる手数料は当社らの負担と
			します。
			②元貸主または管理会社が振込手数料を
			差し引いて振り込んできた場合は、当社ら
			からお客様への振込にかかる手数料はお
			客様の負担とします。
	当社らからお	当社らは、お客様に	お客様および利用社員は、当社らが解約月
	客様に対する	対し、元貸主または	の賃料および共益費を敷金から差し引い
	敷金返戻	管理会社から収受	て返戻する場合があることを、あらかじめ
		した敷金の返還を	了承するものとします。
		行います。	
	契約中データ		お客様は、当社らから交付された ID とパ
			スワードにより、当社のウェブサイト上で
デ			契約中データを閲覧することができます。
データ提供	請求書データ		お客様は、当社らから交付された ID とパ
提			スワードにより、当社のウェブサイト上で
供			請求書データを閲覧することができます。
			なお、当該データは月初から 10 日程度で
			閲覧が可能になります。

	請求書の発行	当社らは、お客様に	
	117.4 1 2 7 1 1	対し、毎月10日	
		(休日の場合は翌	
≕±÷		営業日) に請求書を	
請求支払等		発行します。	
支 払	お客様への返	当社らからお客様	
等	戻	に敷金等の返戻す	
		るべき費用がある	
		場合には、その支払	
		を行います。	
	入居中対応	利用社員の入居中	
		に入居物件内の機	
		器・設備品の故障が	
占		あった場合には、利	
入 居 中		用社員がその物件	
		を管理する管理会	
		社に直接連絡を行	
		います。	
	名義書換通知	当社らが、各元貸主	
		に対し、名義書換申	
		請を行います。	
	書換手続	地位承継に関する	・LBS および元貸主はお客様との三者間
		合意書等作成。	で地位承継に関する合意書等を締結しな
名			ければならないものとします。
義書			・作成した合意書等は、三者の記名押印
名義書換【転貸型】			後、各人一部ずつ保管するものとします。
転		当社らによる書換	LBS は、元貸主との賃貸借契約に基づい
頁型		条件の確認。	た条件で書換締結するものとし、条件の交
			渉は行わないことを、お客様はあらかじめ
			了承するものとします。
		元貸主または管理	
		会社による当社ら	
		に対する契約書類	
		等の発送。	

	当社らによる契約	
書等の記名押印お		
よびその後の返送		
	処理。	
転貸借契約締	当社らから、お客様	当社らより報告される転貸借契約(および
結	に対し、契約内容を	当該契約の詳細契約条件) の内容を確認し
	報告。	てください。
賃貸借契約書	当社らは、元貸主の	
回収	押印がなされた契	
	約書原本を概ね1	
	か月以内に回収し、	
	保管します。	

別紙2 不動産商習慣等に基づく各項目

お客様は、以下の各項目を熟読し、その内容を理解し、了承したうえで本サービスを利用しなければならないものとします。

カテゴリー	項目	初期費用 支払対象	説明
手数料	月額管理費用		当社らがお客様から申し受ける委託手数料。お客様は、当社に対し、契約締結日が属する月(社宅物件が契約開始月にフリーレントなど賃料等が発生しない条件の場合も含みます。)から、物件の解約日が属する月まで支払わなければならないものとします。なお、契約開始月および解約月の月額管理費用は日割り計算しないものとします。
	未完成物件 入居中物件		お客様は、両物件とも、建築遅れ、現入居者の退去延 期等の突発的事由により入居希望日に入居すること ができない事態が生じやすいことを理解します。
物件種別	一戸建て		退去補修費の高額請求や善管注意義務が重く課せら れるおそれがあり、当社らは原則として本サービスの 対象として認めておりません。
	分譲マンション		設備やフローリング、壁クロスなど高額なものが多い うえ、元貸主に賃貸経営の知見が乏しい場合があるこ とを理解します。
契約締結	契約締結日		当社らがお客様の代理人として転貸借契約締結を行った日を指します。一般に、物件申込みの確定日から 2週間後程度が「契約締結日」となります。入居申込日から 2週間以上先の契約締結日となる場合、元貸主は原則として承諾しないため、利用社員が入居する日よりも前に契約締結となる可能性があります。
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	解約予告期間		以下の条件の場合、当社らは、元貸主の指定のとおりに契約締結するものとします。 ①【元貸主6か月前/借主1か月前】 ②【元貸主6か月前/借主2か月前】 ③【元貸主6ヶ月前/借主30日前】
(新規契約 八居時	入居時費用		お客様は、当社らがお客様の代理人として転貸借契約 締結を行った日以降に当社らは仲介会社に入居時費 用を支払うものとします。 お客様が、 当社らによる送

	<u> </u>
	金後に当該物件の契約締結を取り止めようとした場
	合、当社らが立替え支払した費用は元貸主から返戻さ
	れない場合があります。
	月額賃料の1か月分から3か月分程度を元貸主に預
敷金	託するもの (敷金が上記範囲内であれば、当社は契約
	締結をするものとする。)。
	月額賃料の1か月分から2か月分程度を費用として
礼金	元貸主に支払うものであって返戻がなされないもの
10.312	(礼金が上記範囲内であれば、当社は契約締結をする
	ものとする。)。
	エリアによっては、月額賃料の4か月分から6か月分
保証金	を契約始期に支払うものであって一部は支払時に償
	却され、残部が解約時に返戻されるもの。
敷引き金/償却	保証金のなかから契約締結時点で退去時の原状回復
金	費用として元貸主が受け取る費用。
	宅地建物取引業法に定められた仲介会社に支払うも
A. A. 不 华 W D	の(賃料の1か月分以上とすることはできない。)。
仲介手数料	当社らがお客様に請求する時は仲介手数料負担金と
	いう費目となります。
	入居前支払/退去後支払/入居中に紛失の場合に元
よど六梅ル	貸主から求償されるもの(契約締結の条件となってい
カギ交換代	る場合、当社らは、あらかじめお客様に代わって承諾
	するものとします。)。
名義変更事務費	①個人から法人契約②お客様の名義から当社名義に
用(名義書換費	契約書を書き換える際に必要な費用(元貸主により費
用)	用は異なる。)。
	契約開始から1年もしくは2年以内に解約した場合
	に発生する費用(当該違約金が月額賃料の1か月分の
短期解約違約金	範囲内であれば当社らは契約締結するものとする。)。
	なお、元貸主や地域によっては共益費も含まれる可能
	性があります。
	契約締結合意後に契約開始日よりも前にその契約を
契約開始前違約	解除した場合に発生する費用(当該違約金が月額賃料
金	■ 1 か月分範囲内であれば当社らは契約締結するもの
	とします。)。
ハウスクリーニ	■ 原則として、解約後の原状回復費用として充当される
_	

		ング費用		が、入居時に支払となる場合もあります。
		ストーブ分解費		寒冷地物件で契約条件として分解清掃費用を請求さ
		用		れる場合があります。
		町内会自治会		・左記費用については、当社は実費相当額を請求する
		費費		ものとします。
		水道代 駐車場		・元貸主または管理会社が、当該契約は法人契約であ
		光熱費		ることを理由として左記費用を法人が支払うべきと
				主張し、その主張を譲歩しない場合、当社らは、お客
		O 4 H+HH 11 1°		様の負担とする賃貸借契約を締結することとします。
		24時間サポー		・お客様が左記費用の法人負担(後に給与天引き等)
		下等		を承諾できない場合は、お客様は、利用社員に対し別
				の物件の探し直しを行うよう指示するものとします。
		更新料		およそ2年ごとに契約を更新する際に元貸主に支払
	更新時	史 利符		う費用(月額賃料の1か月分が一般的。)。
	史 利时	再		更新料が請求されない場合、本手数料のみの場合があ
		更新事務手数料		ります(2万円から月額賃料の半月分程度。)。
駐	月額	契約		1 尼老の白宝田市は 1 尼老畑 1 に駐市相の任代出初
	初期費用	賃料/敷金等		入居者の自家用車は入居者個人に駐車場の賃貸借契 約を締結するものとし、本取決書の対象外とします。
				賃貸借契約書に記載のある(元貸主指定)方法(日割
		解約月の賃料精 算		り、30日割、半月(15日)割、月割り)で解約月
				の賃料精算を行います。
		冬季解約違約金		冬季期間に解約しようとする場合、当該違約金が必要
				となる場合があります(月額賃料の1か月分程度。)。
				元貸主からの返戻金の振込手数料はお客様の負担と
		返戻金の振込手		し、当社らからの返戻金の振込手数料は当社らの負担
解	ል 刀 ◊ ⊢ π+-	数料		とします(ただし、いずれも元貸主が振込手数料を負
解約	解約時			担する場合を除きます。)。
		ハウスクリーニ		解約後の原状回復費用精算時に借主が必ず負担する
		ング費用		ことを特約として締結するもの。
		-7-12-11		解約後の原状回復費用精算時に借主が必ず負担する
		エアコンクリー		ことを特約として締結するもの(ハウスクリーニング
		ニング費用		+エアコンクリーニングの場合もあります。)。
		和室がある場合		室内の和室で畳・ふすま・障子が存する場合は入居期
		の費用		間の長短を問わず、借主がその費用全額を負担するも

		の。
		当社らから元貸主への解約通知で解約日が双方合意
	解約日	の上で確定した日以降に、その解約日変更や延長はで
		きないものとします。

別紙3 物件の構造に関する説明、転貸借に伴う費用の価格目途等

以下は、お客様および利用社員の便宜のために一般的な価格の目安を示すものであって、本件物件の価格または条件と一致するわけではありません。

お客様は、以下を参考にしつつ、当社らに対し、本件物件の入居に実際に必要となる費用を支払わなければならないものとします。

カテゴリー	構造	説明
	木造	賃料は低いが、他の構造と比べて「衝撃」や「湿気」、「遮音性」 に弱い部分もあります。
物件	鉄骨	木造に比べて「衝撃」や「湿気」、「遮音性」に優れます。
	RC、SRC	賃料は高いが、他の構造と比べて「衝撃」や「遮音性」、「耐震性」、 「耐火性」に優れます。

カテゴリー		項目	相場等	説明
		敷金		元貸主に預けるもので解約(退去時)に 必要な費用を除いて返金されます。
		礼金	月額賃料の1か月~2 か月分	支払後は返金されません。
		保証金		一部は支払時に償却(退去時に一部が返 金されます。)。
	時	仲介手数料		物件の現地案内や契約を仲介した不動 産会社に支払う費用(最大で月額賃料の 1か月分まで。)。
費用等	に支払うもの		初年度:賃料の0.5か月 分 次年度:10,000円/ 年	原則的に法人契約の場合は適用ありま
		火災保険	2年間で15,000円 〜20,000円	契約時に入居者は (火災) 保険に入らな ければならないものとします (火災、水 漏れ等)。
		カギ交換代	15,000円 ~ 25,000円	入居前もしくは退去後または入居中の カギ紛失時に (仲介) 不動産会社から請 求される交換費用。
	その他	町内会費		物件の町内に町内会がある場合、当該町 内会から請求される費用。

		水道代	使用料	入居者が自ら水道会社等と契約し使用 した分の支払を行うものとします。 (水道会社の連絡先は不動産会社が入 居前に教示します。)
		光熱費	使用料	入居者が自ら電気・ガス会社等と契約し 使用した分の支払を行うものとしま す。(各連絡先は不動産会社が入居前に 教示します。)
		2 4 時間コール センター		入居後の問い合わせに 24 時間体制で対 応する業者。費用に相場感はありませ ん。
	更新	更新料(2年ご と)	月額賃料の1か月分	およそ2年ごとに契約を更新する際に 元貸主に支払う費用(月額賃料の1か月 分が一般的。)。
	詩	更新事務手数料	20,000円〜月額賃 料の半月分	更新料のほかに請求される (支払う) も の。 更新料がなく、 本手数料のみの場合 もあります。
		解約月の賃料精 算	日割りが多数	賃貸借契約書に記載のある、元貸主指定の方法。 日割り、30日割、半月(15日)割、 月割りで解約月の賃料精算を行います。
解約	解約	返戻金の振込手 数料	送金者側の負担が原則	元貸主からの返戻金の振込手数料はお客様の負担とし、当社らからの返戻金の振込手数料は当社らの負担とします(ただし、いずれも元貸主が振込手数料を負担する場合を除きます。)。
(退去)	(退去) 時	ハウスクリーニ ング料金	㎡単価 1,200円	解約後の原状回復費用精算時に借主が 必ず負担することを特約として締結。
		敷引き/償却	月額賃料2~4か月分	あらかじめ支払っている「保証金」のな かから、解約(退去)時に差し引かれる もの。
		エアコンクリー ニング料金		解約後の原状回復費用精算時に借主が必ず負担することを特約として締結。 (ハウスクリーニング+エアコンクリ ーニングの場合もあります。)

屋	壁・天井クロス 貼替え	㎡単価 1,200円	原状回復費用のための単価。
₹ 6		骨: 5.5 0 0 円/ 1 畳	室内に畳・ふすま・障子がある場合は入 居期間を問わず、全額とも張替え料金を 負担。

別紙4 社宅管理サービス(転貸型)基本サービスおよびオプションサービス一覧

1 基本サービス

サービス	名称	費用(消費税別)	詳細
種別			
ワンコイ	スタンダード	500 円/戸	
ン転勤社	社宅管理費用		
宅・ワン	ゴールド	750 円/戸	
コイン保	社宅管理費用		
育社宅・	プラチナ	1,000 円~/戸	
ベネフィ	社宅管理費用		
ット社宅	名義変更	10,000 円/戸	個人から法人契約またはお客様の名義から当社
	事務費用		名義に契約書を書き換える際に、お客様は当社
			らに対して案件ごとに事務費用を支払うものと
			します。
	インボイス	_	本取決書第4条第5項参照。
	管理費		
	提携外決定費用	10,000 円/戸	本取決書第2条第3項参照。
	(お部屋探し)		
	提携外決定費用	10,000 円/戸	本取決書第2条第3項参照。
	(お引越し)		
	入居者入れ替え	10,000 円/戸	本件物件の入居者を変更する際、お客様は当社
	事務費用		らに対して事務費用を支払うものとします。
	駐車場契約費用	5,000 円/戸	駐車場単体での契約の場合、または貸主が異な
			る場合もしくは駐車場が代行型となり本件物件
			と当該駐車場の支払先口座が異なる場合、お客
			様は当社らに対して案件ごとに費用を支払うも
			のとします。
	解約精算費用	5,000 円/戸	転貸初期費用を利用しない場合、解約精算時に
			お支払いいただきます。
ヘヤワリ	基本事務費用	0 円/戸	
	(月額)		
	個別事務費用	_	通常は発生しませんが、「ヘヤワリ」サービスの
	(月額)		提供にあたって、当社らに特別な稼働やコスト
			等が発生した場合、お客様と当社との間で別途
			費用を決定するものとします。

【修正不可】

			※個別事務費用は、利用社員の当該退職日をも
			って日割計算するものとします。
ベネフィ	導入初期費用	10,000 円/戸	
ット社宅	名義変更事務費	15,000 円/戸	個人から法人契約またはお客様の名義から当社
	用		名義に契約書を書き換える際に、お客様は当社
			らに対して案件ごとに事務費用を支払うものと
			します。

2 オプションサービス

74日山	名称	費用	詳細
種別			
	安心プラン費用	500 円/戸	以下のサービスを受けることができます。
ン転勤社			(1)火災保険包括物件
宅・ワン			火災保険が付帯された物件での契約が可能にな
コイン保			ります。
育社宅・			(2) 支払日変更
ベネフィ			支払期日を翌月25日(同日が休日の場合にあっ
ット社宅			ては翌営業日)に変更することができます。
			(3)請求書郵送
			通常当社らのウェブサイト上でデータとしての
			み確認することができる請求書を、書類原本と
			して、当社らから郵送を受けることができま
			す。
]	期日変更費用	250 円/戸	本取決書第4条第3項にかかわらず、支払期日
	_		を翌月 25 日(同日が休日の場合にあっては翌営
			業日)に変更することができます。
			この場合、当社らは請求書送付日を変更するも
			のとします。
	請求書送付日変	250 円/戸	請求書送付日を変更いたします。
j	更費用		
	家具家電レンタ	申込書記載	申込書参照
	ル費用		
	申請システム費	300 円/戸	お客様は、利用社員の転居申請を当社らのシス
J	用		テムにて対応することができます。
Ĩ	転貸初期費用	賃料1ヶ月分	転貸初期費用を支払うことで敷金が不要となり
			ます。
			ただし、以下の場合は、別途敷金を差し入れる
			ものとします。
			① 賃料1か月以上が敷引き償却される場合
			② ハウスクリーニング代等あらかじめ賃貸借
			契約書に記載されている借主が負担すべき
			費用が、支払われる転貸初期費用を上回る
			場合

		③ 戸建て、テラスハウス、メゾネット等、専有面積が広く、原状回復費用が高額になることが見込まれる賃貸物件の場合 ④ その他前各号に準じる場合また、退去時に入居者の重過失や元貸主に対して損害を賠償するような費用は含まれません。その他、別紙 1-3 解約【退去および清算】に定める内容を参照。
リビング	デアシス 別添の	ご案内記 リビングアシスト総合保険(以下、「本保険」と
ト総合保		いいます。)は、火災や風災、水災等の自然災害 による損害や破損等の偶然の事故による損害 等、家財のリスクを補償いたします。当社ら
		は、お客様が、下記引受保険会社宛てに意向確
		認書を提出することにより、本保険により補償
		を提供いたします。
		概要は下記の通りとなります。
		① LBS が保険契約者となり、楽天損害保険株式
		会社」を引受保険会社(以下、「引受保険会
		社」といいます。)とするリビングアシスト総
		合保険総括契約を締結し、お客様は被保険者
		となります。
		②保険料相当額は、左記のとおりとなります。
		③ 本制度の補償は、入居者が本保険の対象とな
		る対象建物に入居した時に開始となります。
		④ 本制度は、当社らが管理対象とする対象建物 の入居期間中を補償するものであり、当該対
	\ \ \ \	象物件に関する転貸借契約が終了した場合、
		またはLBSの賃貸人若しくは賃貸人代理の地
		位が他に移転した場合には、本保険による補
		償は終了いたします。
		⑤ 本制度の補償の概要は下記の通りとします。
		〈記載事項〉
		引受保険種類:リビングアシスト総合保険
		(借家人賠償責任補償有)
		本制度による保証範囲及び保証額、保険料相
		当額:別添のご案内の通り

【修正不可】

			引受保険会社:楽天損害保険株式会社
			取扱代理店:株式会社リベロビジネスサポー
			F
	支払調書作成	申込書記載	マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス
			利用約款第3条参照。
ベネフィ	社労士によるサ	100,000 円	当社らはお客様に対し、当社の提携する社会保
ット社宅	ポート業務費用		険労務士による社宅管理に関するアドバイスを
			提供いたします。

家具家電レンタル契約包括約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様と当社間の継続的な契約関係に基づき、別途個別にお客様と当社が合意のうえ指定する賃貸借の目的物である動産(以下「レンタル物件」といいます。)に関し、当社がレンタル物件の所有者(以下「レンタル物件所有者」といいます。)より賃借のうえ、お客様に対して当該レンタル物件を転貸することを内容とする賃貸借契約(以下「対象契約」といいます。)に関して、お客様に同意していただく必要のある事柄を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際には、本約款が適用されます。

第1条(総則)

- 1 当社およびお客様は、当社がレンタル物件をレンタル物件所有者から賃借のうえ(以下、当社とレンタル物件所有者との間で締結される賃貸借契約を「原賃貸借契約」といいます。)、当社がお客様にレンタル物件を転貸することを内容とする対象契約につき、本約款の定めを共通の契約条件とすることに合意し、対象契約につき、対象契約に別途の定めがない限り、本約款の定めが適用されることを相互に確認するものとします。
- 2 前項につき、対象契約にかかる契約条件は、申込書および取決書(以下「別途合意事項」といいます。)により指定される内容によるものとします。別途合意事項に定める内容が、本約款と矛盾抵触する場合には、別途合意事項の定めが優先されるものとします。

第2条 (契約期間および更新料)

- 1 対象契約の契約期間は、別途合意事項に記載するとおりとします。
- 2 契約期間満了の1か月前まで当社またはお客様から申出がないときは、対象契約は同条件で更 に同期間更新されるものとし、その後も同様とします。
- 3 対象契約が更新される場合には、お客様は、当社に対し、別途合意事項に記載する更新料を対象契約更新時までに支払わなければならないものとします。

第3条(レンタル物件)

お客様は、レンタル物件のメーカーおよび型番を指定することはできないものとします。

第4条(レンタル料金)

- 1 お客様は当社に対し、請求書記載の対象契約締結日において有効なレンタル料金表に基づいて 算出したレンタル料金、運送諸経費、その他諸費用を、社宅管理サービスにかかる費用等の支払 と合わせて、同じ方法により支払うものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。
- 2 レンタル料金は、レンタル物件毎に1か月単位で計算するものとし、日割計算は行わないもの

とします。

- 3 レンタル物件の引渡しに関わる運送費等の諸経費は、初回のレンタル料金の支払時に全額支払、レンタル物件の返還に関わる運送費等の諸経費はレンタル期間終了時の最終回のレンタル料金支払時に全額支払うものとします。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社およびお客様が事前に承諾し、請求書に記載した場合には、別に定める支払条件に従うものとします。

第5条(レンタル物件の引渡し)

- 1 当社はお客様に対し、レンタル物件をお客様の指定する日本国内の場所において引渡します。
- 2 前項により、当社がレンタル物件を引渡した日をもってレンタル開始日とします。
- 3 お客様が当社からレンタル物件の引渡しを受けた後 48 時間以内にレンタル物件の員数につき 不足の申し立てがなかった場合は、レンタル物件は別途合意事項の通りお客様に引き渡されたも のとみなします。

第6条(契約不適合責任)

- 1 当社はお客様に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性またはお客様の使用目的への適合性については担保しません。
- 2 レンタル物件の引渡しを受けた後 48 時間以内に、お客様が当社に対して、レンタル物件の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、レンタル物件は通常の性能を備えた状態で当社に引渡されたものとみなします。
- 3 レンタル物件の引渡し後、お客様の責によらない事由によりレンタル物件が正常に作動しない場合は、当社はレンタル物件を速やかに交換または修理します。この場合、当社はレンタル物件の交換または修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免します。
- 4 レンタル物件の引き渡し後の故障やレンタル物件の運送によりお客様に損害が生じた場合、当社はお客様に対し当該損害を直ちに賠償します。ただし、お客様(次条第2項に定める転借人を含みます。)の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
- 5 当社は前2項に定める以外の責任を負わないものとします。
- 6 レンタル物件の交換または修理に過大な費用または時間を要する場合、当社は、対象契約を解除することができるものとします。

第7条(レンタル物件の使用、保管、維持)

- 1 お客様は、レンタル物件を、レンタル物件の取扱説明書等の記載に従う等善良な管理者の注意をもって使用、保管、維持し、これらに要する諸費用(電球、電池等の消耗品を含みます。)はお客様の負担とします。なお、本項において、次項に定める転借人の行為についてはお客様の行為とみなします。
- 2 お客様は、事前に当社の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができないものとし

ます。ただし、レンタル物件をお客様の従業員に使用させる場合は当社の書面による個別の承諾 は不要とします。

- (1) レンタル物件を第5条第1項所定の設置場所以外に移動させること
- (2) レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること
- 3 お客様がレンタル物件の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル物件自体またはその設置、保管、使用、維持によって第三者に与えた損害については、お客様がこれを賠償するものとします。ただし、当該損害の発生が当社の責に帰すべき事由による場合には、お客様は当社に対し、お客様が第三者に賠償した金額相当額の賠償を請求できるものとします。

第8条(レンタル物件の滅失、毀損)

お客様がレンタル物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含みます。)または毀損(所有権の制限を含みます。)した場合、お客様は当社に対し、当該滅失または毀損により当社に生じた損害額を賠償するものとします。ただし、不可抗力または当社の責に帰すべき事由による滅失または毀損の場合は、この限りではありません。

第9条(保険)

- 1 当社は、レンタル物件に動産総合保険を付保するものとします。
- 2 レンタル物件に保険事故が発生した場合、お客様は当社に対し、直ちにその旨を通知するとと もに、当社の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく当社に交付するものとします。
- 3 お客様が前項の義務を履行し当社が保険金を受領した場合、当社はお客様に対し、前条所定の 賠償義務について、受取保険金の限度でその義務を免除するものとします。ただし、お客様が前 項の義務を怠り、またはレンタル物件の滅失毀損について故意または重過失がある場合はこの限 りではありません。

第10条(対象契約の取り消し)

- 1 レンタル物件の引渡し日の5日前から当日までの間に、対象契約を取消した場合には、お客様は、当社に対し別途合意事項記載のキャンセル料金を支払うものとします。
- 2 オプション変更の場合にはキャンセル料は発生しないものとします。

第11条(対象契約の解約)

- 1 お客様は、書面による1か月以上前の予告により対象契約を解約することができます。
- 2 前項によりお客様がレンタル期間内にて対象契約を解約する場合、お客様はレンタル契約の残存期間のレンタル料金を違約金として当社に一括で支払うものとします。なお、違約金は1か月単位で計算するものとし、日割計算は行わないものとします。ただし、第2条第2項の更新後に解約するときは、違約金は発生しないものとします。
- 3 前項の規定は、対象契約が基本約款(利用法人様用)第5条第3項に該当すると当社が認めた

ときは、適用しないものとします。

第12条(解除)

- 1 お客様が次の各号の1つに該当するときは、当社はお客様に対して通知または催告なく対象契約を解除することができるものとし、解除した場合にはレンタル物件の返還を請求することができるものとします。
 - (1) レンタル料等の支払を1回でも遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払をしなかった場合
 - (2) 手形・小切手の不渡報告、もしくは電子債権の支払不能通知があったとき、または、その他 支払を停止した場合
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または、民事再生、破産、会社更生、特別清算その他倒産手続の申立てがあった場合
 - (4) 営業の廃止、解散の決議をし、または業務停止の処分を受けた場合
 - (5) お客様が合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業の全部または重要な一部の事業譲渡 を決議した場合
 - (6) 経営が著しく悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じる場合
 - (7) 本約款の各条項に違反した場合
 - (8) 当社お客様間のレンタル物件の設置場所にかかる賃貸借契約が終了する場合
- 2 前項に基づき、当社がレンタル物件の引取りを行う場合、当社または当社の委託を受けた者は、いつでも物件の所在する場所に立入り、これを搬出し、引取ることができるものとします。
- 3 当社によって前項の処置がとられた場合でも、対象契約に基づくその他のお客様の義務は何ら 免除されません。

第13条(レンタル物件の譲渡等の禁止)

- 1 お客様はレンタル物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権および譲渡担保権 その他一切の権利を設定してはならないものとします。
- 2 お客様は、レンタル物件について、他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保 全するとともに、そのような事態が発生したときは、直ちに当社に通知し、かつ速やかにその事 態を解消させるものとします。
- 3 第1項の違反があった場合またはお客様(第7条第2項に定める転借人を含みます。)の責に帰すべき事由により前項に定める事態が発生した場合において、当社が当該違反または事態の解消のために合理的に必要な措置をとった場合は、お客様は当社が当該措置のために支払った一切の費用を負担するものとします。

第14条(レンタル物件の返還)

1 レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により本サービス提供契約または対象契約が終

了した場合、お客様は当社に対し、レンタル物件を原状に復したうえで、直ちにレンタル物件を当 社の指定する場所(ただし、当該レンタル物件の引渡しを受けた場所の所在地と同一の都道府県 内またはこれに隣接する都道府県内に限ります。)に返還するものとします。なお、レンタル物件 に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返 還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因してお客様その 他第三者に生じた損害に関して当社は一切責任を負わないものとします。

2 レンタル物件の返還時にお客様(第7条第2項に定める転借人を含みます。)の責に帰すべき事由による滅失・毀損があった場合、またはレンタル物件返却の後日にお客様(第7条第2項に定める転借人を含みます。)の責に帰すべき事由による毀損が確認されたときは、当社は、それを証明する書類をもって、お客様に対し損害賠償の請求ができるものとします。

第15条(ソフトウェア複製等の禁止)

- 1 お客様は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下「ソフトウェア」といいます。)に関し、次の行為を行うことをしてはならないものとします。
 - (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または再使用権の設定を行うこ ν
 - (2) ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること
 - (3) ソフトウェアを複製すること
 - (4) ソフトウェアを変更または改作すること
- 2 お客様は、当社または当社から委託を受けた者からプログラム秘密保持のために必要な措置を 求められたときはこれに従うものとします。

第16条(支払遅延損害金)

お客様が対象契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、お客様は当社に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第17条(返還遅延損害金)

お客様が当社に対してレンタル物件の返還を遅延した場合、その期限の翌日から返還の完了日まで月額レンタル料に相当する額の遅延損害金を日割計算で支払うものとします。

第18条(費用負担)

- 1 対象契約に関する費用ならびに対象契約に基づくお客様の債務履行に関する一切の費用はお客 様の負担とします。
- 2 お客様は当社に対し、第4条によるレンタル料金およびその他の諸費用については、請求書発 行時点のそれぞれのレンタル料金に対する税法所定の税率による消費税額、地方消費税額をレンタ ル料金に付加して支払うものとします。

第19条(特約条項)

対象契約について、別途書面により特約した場合は、その特約は対象契約と一体となり、対象契約を補完および修正することを当社およびお客様は承認するものとします。

転貸不可物件に関する賃貸借契約代行に関する業務委託約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社リベロのサービスである「社宅ラクっと NAVI」を通じてお客様に紹介される物件のうち、株式会社リベロビジネスサポート(以下「LBS」といいます。)が当該物件の所有者から賃貸して、これをお客様に転貸することができない物件(以下「転貸不可物件」といいます。)又は転貸が可能な物件であっても当社とお客様との合意に本約款を適用することとする物件(以下「代行対象物件」といいます。)については、LBS がお客様の代理人として当該物件の所有者若しくは賃借人との間で賃貸借契約又は転貸借契約を締結する場合において、お客様に同意していただく必要のある事柄を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際には、本約款が適用されます。

第1条(本約款の適用対象)

- 1 本約款は、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款第2章第5条第2項および「ベネフィット社宅」サービス利用約款第2章第5条第2項および第4項に定める賃貸借契約のうち、物件の所有者若しくは賃借人とお客様との間で賃貸借契約を締結する場合に適用されるものであり、お客様とLBSとの間で賃貸借契約又は転貸借契約を締結する場合には適用されません。
- 2 社宅ラクっと NAVI 社宅管理サービス (代行型) (以下「本サービス」といいます。) については、本約款のほか、「基本約款 (利用法人様用)、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款、「ベネフィット社宅」サービス利用約款および社宅管理サービス (代行型)取決書 (以下「取決書」といいます。) に定めるものが適用されます。
- 3 本約款と「基本約款 (利用法人様用)、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」 サービス利用約款または「ベネフィット社宅」サービス利用約款が矛盾抵触する場合には、本約款 の定めが優先して適用されます。

第2条 (委託業務の内容)

お客様がLBSに委託する業務の内容(以下「委託業務」といいます。)は次の各号のとおりとします。

- (1) 「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款、「ベネフィット 社宅」サービス利用約款および取決書に定める業務
- (2) 第3条に定める物件の賃貸借契約又は転貸借契約の新規締結時および更新時における契約書 類へのお客様の代理人としての調印

第3条(賃貸借契約の締結)

1 「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款第2章第5条第1項

または「ベネフィット社宅」サービス利用約款第2章第5条第1項に基づき、「社宅ラクっとNAVI」を通じてお客様に紹介される物件のうち、転貸不可物件又は代行対象物件については、LBSが、お客様の代理人として当該物件の所有者若しくは賃借人との間で賃貸借契約又は転貸借契約を締結するものとし、当該契約の更新時における更新契約の締結についても同様とします。ただし、本項に定める代理権の範囲は、お客様が定める社宅に関する規程その他これに類似関連する社内規則に反しない物件に関する契約に限られるものとします。

- 2 LBS は、「社宅ラクっと NAVI」を通じてお客様に紹介される物件が転貸不可物件に該当する場合は、あらかじめお客様に対し、その旨を伝えるものとし、お客様から、LBS に対し、当該物件の賃貸借契約締結を希望する旨の意思が伝えられた場合、お客様は、LBS に対し、当該賃貸借契約を締結するためおよび当該契約の更新時において更新契約の締結をするために必要な代理権を、本項に基づき付与するものとします。なお、委任状が必要になる場合には、別途 LBS に交付するものとします。ただし、この場合の代理権の範囲についても前項ただし書きが準用されるものとします。
- 3 LBS は、前項の代理権に基づき、お客様を代理して、当該物件の所有者との間で、当該物件に関する賃貸借契約または当該契約の更新契約を締結するものとします。
- 4 前項により締結された賃貸借契約については、当該賃貸借契約にかかる賃貸借契約書の定めのほか、「基本約款(利用法人様用)、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款、「ベネフィット社宅」サービス利用約款および取決書の定めに従うものとします。
- 5 お客様は、本約款に基づく業務委託契約(以下「本契約」といいます。)の有効期間中および本 契約の終了から1年以内は、LBSの事前の書面による承諾なく、LBSがお客様に紹介した物件に ついて、自ら賃貸借契約を締結してはならないものとします。
- 6 本条第2項から第5項までの規定については、代行対象物件につき準用するものとします。

第4条(代理受領権)

- 1 お客様は、前条第3項の物件所有者との間の賃貸借契約に基づいて賃貸人である物件所有者 から返還される敷金等について、LBS またはLBS が委託する株式会社リベロに対し、お客様を 代理して返還等の支払を受ける権限(以下「代理受領権」といいます。)をあらかじめ付与する ものとします。
- 2 LBS は、前項に基づいて代理受領した敷金等を、LBS の定める方法によりお客様に支払うものとします。

第5条(本契約の有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本サービスに関する契約期間と同じとし、本サービスに関する利用契約が存続する限り、本契約も有効に存続するものとします。
- 2 理由を問わず、本サービスに関する契約が終了した場合は、本契約も同時に終了するものとします。ただし、本契約の終了にかかわらず、本契約に伴いお客様に生じた債務はその後も有効に存在

するものとします。

第6条(委託業務に対するサービス料)

本約款に基づく委託業務に対するサービス料は、「基本約款 (利用法人様用)、「ワンコイン転勤社 宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款、「ベネフィット社宅」サービス利用約款および取決書に定めるとおりとします。

第7条(免責)

本契約に基づく賃貸借契約に関して、お客様と賃貸人との間で紛争が生じた場合、お客様に損害が発生した場合であっても、LBSの故意または重過失に基づく場合を除き、LBSは一切の責任を負わないものとします。

第8条(権利義務の譲渡禁止)

お客様は、事前の書面による LBS の承諾なく、本契約上の地位および本契約に基づき発生する一切の権利または義務を、第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第9条(協議)

本約款、基本約款(利用法人様用)、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款約款、「ベネフィット社宅」サービス利用約款および取決書に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と LBS は誠意をもって協議のうえで解決するものとします。

社宅管理サービス(代行型) 借上社宅等の賃貸借契約に関する取決書

お客様、株式会社リベロ(以下「当社」といいます。)および株式会社リベロビジネスサポート (以下「LBS」といいます。)は、以下の内容にて、借上社宅等の賃貸借契約に関する取決書を締結 するものとし、お客様が申込書の該当箇所へレ点チェックし、当該申込書を当社へ提出することに より本取決書の効力が発生するものとします。

第1条 (目的)

- 1 本取決書は、お客様が、当社が提供するサービス「社宅ラクっと NAVI」のサービスであって、当社および LBS (以下「当社ら」といいます。)が提供する「ワンコイン転勤社宅」サービス、「ワンコイン保育社宅」または「ベネフィット社宅」サービス(以下「原サービス等」といいます。)を利用するにあたり、その細目について、お客様、当社および LBS との三者間で取り決めを行うことを目的とします。
- 2 本取決書は、お客様が原サービス等の内容として、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款または「ベネフィット社宅」サービス利用約款第2章に定めるもの(以下「社宅管理サービス」といいます。)を希望し、かつ、このうち、当社が、お客様またはお客様の社員(以下「利用社員」といいます。)に対し情報提供し、所有者と賃貸借契約を締結するに至った物件(以下「本件物件」といいます。)につき、お客様自らが賃借人となるもの(以下「社宅管理サービス(代行型)」または「本サービス」といいます。)に限り、その細目を規定するものとします。
- 3 本取決書における用語の定義については、本取決書で別途定める場合を除き、「基本約款(利用 法人様用)、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款、「ベネフィット社宅」サービス利用約款および転貸不可物件に関する賃貸借契約代行に関する業務委託約 款に従うものとします。

第2条 (本サービス利用条件)

- 1 お客様は、本件物件の性質、種類またはその契約条件により、本サービスの利用ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。
- 2 前項の場合において、希望する物件について、社宅管理サービスのうち、本サービス以外のもの(以下「社宅管理サービス(転貸型)」といいます。)の利用が可能な場合には、お客様は、本サービスの代わりに当社らと別途転貸型に関する取決書を締結するものとします。但し、代行対象物件は除くものとします。
- 3 お客様が、本サービスを利用するにあたり、「ワンコイン転勤社宅・ワンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利用約款第2章第6条第3項または「ベネフィット社宅」サービス利用約款第2章第6条第3項の規定により、提携外決定費用を支払わなければならない場合には、お客様は、

当社に対し、一件当たり1万円(税別)を支払わなければならないものとします。

第3条 (サービス内容)

- 1 当社らは、お客様に対し、本サービスの基本サービスとして、別紙 4-1 に定めるサービスを提供します。
- 2 当社らは、お客様による申し込み(次項に定めるものをいいます。)に基づき、お客様に対し、 オプションサービスとして、別紙 4-2 に定めるサービスを提供します。
- 3 お客様が、別紙 4-2 のオプションサービスの利用を希望する場合は、別紙申込書の該当箇所へ レ点チェックするものとします。

第4条 (本サービス利用にかかる費用の支払)

- 1 お客様は、当社らに対し、転貸不可物件に関する賃貸借契約代行に関する業務委託約款および 代行契約確認書において合意の上で定める本件物件の賃料、初期費用、更新料その他本件物件の 転借にあたり月次に支払うべき費用(なお、本取決書では例示として別紙2および3において費 用を掲げるが、これらは当事者間の参考のための目安を記載したものであり、この内容に拘束さ れるものではありません。)に加えて、前条に定める費用を支払うものとします。
- 2 お客様が、第2条第3項に該当する場合には、お客様は、当社らに対し、これらの費用についても支払を行うものとします。
- 3 お客様は、前2項の費用を、当該費用が発生した日の属する月の月末締め翌月20日(同日が 休日の場合にあっては翌営業日)までに、別途当社が指定する口座に支払うものとします。ただ し、振込手数料はお客様の負担とします。

第5条 (基本サービス内容の詳細)

- 1 お客様は、社宅管理サービスに基づき、当社らに対し、別紙1「基本サービスの業務フロー」のとおり各業務を委託するものとし、また、当社らおよび貸主(特段の記載のない限り本件物件の賃貸人および管理会社(仲介会社を含みます。)を指します。以下、本取決書において同様とします。)に対し、自己または利用社員をして必要な対応を行わなければならないことを確認します。
- 2 お客様と当社らとの間に別段の合意が存在する場合には、第1項の規定に優先して当該合意が 適用されるものとします。

第6条(支払代行サービスの詳細)

1 当社らは、お客様に代わって、別途お客様が差し入れる対象物件一覧リスト(以下「送金リスト」といいます。)に記載されている対象物件(以下「送金対象物件」といいます。)もしくはその付着する土地またはその双方を目的とする賃貸借契約(以下「送金対象契約」といいいます。)の貸主に対して、送金対象契約に定められた賃料(以下「対象賃料」といいます。)を送金対象契

約に定められた期日に支払います。

- 2 お客様は、毎月14日(同日が休日の場合にあっては前営業日)までに送金リストを当社らが 適当と判断する方法により通知するものとし、当社らが発行する請求書に基づいて毎月25日 (同日が休日の場合にあっては翌営業日)に、当社らに対して、対象賃料相当額を支払うものと します。
- 3 お客様は、当社らに対して、前項の対象賃料相当額のほか、第1項の業務の手数料として、別 紙 4-2 に定める手数料を支払うものとします。なお、振込手数料はお客様負担とします。
- 4 お客様は送金対象物件の追加、変更および削除(以下「追加等」といいます。)ができるものとします。この場合、お客様は、当社らが適当と判断する方法により通知するものとし、当社らが追加等を承諾した日の属する月の翌月分から追加等の効力が発生するものとします。ただし、お客様および当社らとの間で別段の定めをしたときはこの限りではありません。

第7条 (有効期間)

本取決書の有効期間は、原サービス等の有効期間と同様とします。

第8条 (協議事項)

本取決書に定めのない事項および本取決書の中で疑義の生じた事項については、別途、お客様、 当社および LBS の三者の協議のうえ決定するものとします。

別紙1 基本サービスの業務フロー

1 入居者たる利用社員の対応が必要な事項について

業務	項目	方法	注意事項・取決め
	社宅物件紹介申請	原サービス管理画面ま	お客様は、利用社員に原サービスを利用させ
d.		たは従業員専用URL	るものとします (「ワンコイン転勤社宅・ワ
物件紹介		から登録。	ンコイン保育社宅・ヘヤワリ」サービス利
紹 介			用約款第2章第5条第1項、「ベネフィット
			社宅」サービス利用約款第 2 章第 5 条第 1
			項)。
	入居	契約開始日以降に入	・お客様は、利用社員が入居する日はあらか
新		居。	じめ管理会社と利用社員本人との間で連携
新規契約			させなければならないものとします。
約			・入居日の変更があった場合には、利用社員
			が管理会社に直接連絡等するものとします。
更	更新契約書類への	利用社員の署名押印。	利用社員が更新契約書に署名捺印する必要
更新契約	署名捺印		がある場合は、当社らからお客様に連携して
約			必要な対応を求めるものとします。
	退去立合い日時	解約通知後の退去立合	退去立合い日の日時調整は、利用社員が管理
	調整	い日程調整。	会社と直接行うものとします。
倫 忍			
解約			

2 当社ら、貸主、管理会社、または仲介会社が対応する事項について

業務	項目	方法	注意事項・取決め
	希望条件のヒア	当社らから利用社員	
	リング	に対し希望条件をヒ	
		アリング。	
	物件探索依頼	当社らから仲介会社	当社らが対応可能な仲介会社選定し探索を
		へ物件探索依頼。	依頼します。
	物件資料提出	仲介会社が利用社員	お客様の社宅規程を仲介会社が事前に確認
		に対し物件資料をメ	しその上で、仲介会社が直接利用社員に対
		ールで送信。	し、物件資料のメール送信を行います。
	物件内見	利用社員から仲介会	物件内見により、物件申込みの優先順位が
		社へ内見依頼後、仲	決定されないこと、および利用社員が希望
		介会社が現地案内。	した物件を必ず契約締結できるものではな
			いことを、お客様および利用社員はあらか
			じめ了承するものとします。
物	物件入居申込	仲介会社から当社ら	お客様と利用社員は、入居者の「物件決定」
紹公		に対し、物件決定報	から「契約開始日(=入居日)」までに、最
か		告が入った後、物件	短で8営業日(土日祝日を除く)を要するこ
ら入		申込書と物件資料等	とをあらかじめ了承するものとします。
物件紹介から入居申し込みまで		を送付。	
认		当社らによる物件申	・貸主または管理会社に入居申込書が到達
みょ		込書の記入および仲	し、同人の審査後にその申込の意思表示に
よで		介会社への送付。	対する承諾をもって契約締結とします。
			・貸主または管理会社の契約審査基準およ
			び審査結果は非公開とします。
			・原則として一戸建ての賃貸物件は契約対
			象とならないものとします。ただし、当社ら
			が認めるときは、当社らの指定した条件に
			従う場合に限り、契約対象とすることがで
			きるものとします。
	契約開始日	契約開始日について	利用社員の物件決定日以後に契約開始日が
	入居希望日	日程調整等。	確定するものとします。ただし、物件決定日
	賃料発生日		から入居者の入居希望日まで、相当の期間
			がある場合には、貸主または管理会社の要
			請により、契約開始日が早まる可能性があ
			ることを、お客様および利用社員はあらか

			じめ了承するものとします。
	契約条件の確認	契約書雛形等を当社	・地域商慣習による退去時の賃料計算方法、
	および交渉	らの下で確認後、社	解約違約金および短期解約違約金は貸主の
		宅規程に反する事実	指定に従うものとし、当社らは交渉を行い
		が発見された場合に	ません。
		は、当社らは、貸主、	・お客様および利用社員は、貸主が以下の内
		管理会社または仲介	容に該当する場合には契約締結ができない
		会社に対し、事実の	ことをあらかじめ了承するものとし、その
		確認や是正を依頼し	際には、再度物件の選定を行うものとしま
		ます。	す。ただし、再度の選定にかかる費用につい
			ては、当社らは負担を要しないものとしま
			す。
			①貸主またはその代理人が反社会的勢力で
			あることが判明した場合
			②元貸主の都合で月額賃料を更新時以外の
新規			場合でも一方的に増加でき、借主側が協議
契約			する余地がない場合等、借主にとって不利
#3 #4			となる条件が賃貸借契約書に存在してお
新規契約【代行型】			り、そのために当該物件の借主になること
型			をお客様が断念した場合
			・短期解約違約金のある場合において、契約
			上に記載された違約金の発生期間内に解約
			する場合には、お客様が当該費用を負担す
			るものとします。
	契約初期費用の	契約開始日先立つ、	・当社らは、お客様に代理して、賃貸借契約
	送金	当社らから貸主、管	締結日以降、仲介会社に入居時費用を支払
		理会社または仲介会	うものとします。
		社に対する契約初期	・お客様は、送金以後契約開始日以前に当該
		費用の送金。	物件の契約締結を中止しようとした場合に
			おいて、支払い済みの初期費用が貸主から
			返戻されない場合があり、その場合、当社ら
			は、お客様に対し、契約初期費用の返還を行
			わないことをあらかじめ了承するものとし
			ます。

	鍵の受け取り	管理会社または仲介	・お客様は、利用社員に対し、「住民票」「健
	近り文り払う	会社から入居者へ鍵	康保険証」「在職証明書」等の入居者特定の
		渡し。	ための書類を携えて管理会社または仲介会
			社に向かわせて、提出し、その他必要書類へ
			の署名させるものとします。
	賃貸借契約の締	貸主との賃貸借契約	・LBS は、お客様を代理して貸主と賃貸借
	結	 締結。 	契約を締結します。
			・お客様は、当社らが賃貸借契約の契約当事
			者となることはなく、お客様自身が賃借人
			となることをあらかじめ確認します。
		入居者名の署名押	入居届、緊急連絡表等、管理会社が指定す
		印。	る、署名押印が必要な帳票がある場合には、
			利用社員は署名押印しなければならないも
			のとします。
	賃料が値上がり	当社らは、お客様に	お客様が、その値上げ額や条件を拒否する
	する場合	対し、事前報告を行	ときは、お客様は、賃貸借契約の解約を行わ
		います。	なければならない場合があることをあらか
			じめ了承するものとします。
	賃料が値下がり	当社らは、お客様に	当社らは、お客様に対し、値下がりする内容
更新	する場合	対し、事後報告を行	につき、事前に承認を得る必要はないもの
更新契約		うものとします。	とします。
W 2	更新料の請求・	当社らは、契約更新	・当社らが、お客様に対し、更新料、更新事
	貸主へ送金時期	日の前月末までに賃	務手数料の請求を行う時期は、契約更新日
		料に併せ、貸主また	が属する月の前月とします。
		は管理会社に対し送	・当社らは、請求の内訳を月次請求書に記載
		金を行います。	するものとします。
留星	解約手続き (解	当社らが管理会社へ	・解約日が属する月の賃料の取扱いについ
解約	約通知)	解約通知を送信しま	ては、貸主または管理会社の指定した方法
算去		す。	に従うものとします。
算】			・お客様および利用社員は、解約日の確定後
よ			に解約日の変更や延長をすることはできま
び 清			せん。

退去の立会い	利用社員は、管理会	
	社の担当者の立ち合	
	いの下、部屋の状況	
	確認を行わなければ	
	ならないものとしま	
	す。	
原状回復費用の	状況確認後、貸主ま	
見積り提出	たは管理会社は、当	
	社らに対し、見積り	
	提出します。	
見積書確認(内	当社らは、原状回復	お客様および利用社員は、地域商慣習によ
容精査)	費用が利用社員にと	っては、国土交通省が定める「原状回復トラ
	って不利が無いか内	ブルのガイドライン」が通用しない場合が
	容を精査し、必要が	あることをあらかじめ了承しなければなら
	あるときには貸主ま	ないものとします。
	たは管理会社に確認	
	を行うものとしま	
	す。	
利用社員の故意	当社らからお客様に	
または重過失に	対し、原状回復費用	
よる原状回復費	の報告を行います。	
用の報告		
敷金回収	お客様が、敷金を差	
	し入れていた場合、	
	当社らは、お客様名	
	義の敷金返還請求書	
	を作成して、貸主に	
	対し敷金返還請求を	
	行います。	

	貸主または管理	当社らは、お客様に	賃貸借契約の解約後において、お客様に返
	会社から当社ら	代理して、貸主また	戻金がある場合には、退去後、貸主または管
	に対する敷金返	は管理会社から、原	理会社から原状回復費用等に充当された金
	戻	状回復費用等に充当	額を除いた敷金の返還がされた日の月末締
		された金額を除いた	め翌月末にて支払いを行うものとします
		敷金の返還を受ける	(清算後、支払いがある場合のみ)。
		ものとします。	
			振込手数料については下記の通りとしま
			す。
			①貸主または管理会社が振込手数料を負担
			している場合は、当社らからお客様への振
			込にかかる手数料は当社らの負担としま
			す。
			②貸主または管理会社が振込手数料を差し
			引いて振り込んできた場合は、当社らから
			お客様への振込にかかる手数料はお客様の
			負担とします。
	当社らからお客	当社らは、お客様に	上記についてお客様および利用社員は、当
	様に対する敷金	対し、貸主または管	社らが解約月の賃料および共益費、その他
	返戻	理会社から収受した	お客様への請求分を敷金から差し引いて返
		敷金の返還を行いま	戻する場合があることを、あらかじめ了承
		す。	するものとします。
	契約中データ		お客様は、当社らから交付された ID とパス
			ワードにより、当社のウェブサイト上で契
			約中データを閲覧することができます。
	請求書データ		お客様は、当社らから交付された ID とパス
			ワードにより、当社のウェブサイト上で請
デ			求書データを閲覧することができます。な
タ			お、当該データは月初から 10 日程度で閲覧
データ提供			が可能となります。
	支払データ		当社は、お客様が独自に契約締結済みの賃
			貸物件にかかるマイナンバー取得・管理お
			よび支払調書作成データ取得・管理、一部の
			データ提供は行わないものとし、お客様に
			おいて自ら継続して対応するものとしま
			す。

	請求書の発行	当社らは、お客様に	
		対し、毎月10日(休	
		日の場合は翌営業	
請		日)に請求書を発行	
請求支払い等		するものとします。	
払い	お客様への返戻	当社らからお客様に	
等		敷金等の返戻するべ	
		き費用がある場合に	
		は、その支払いを行	
		うものとします。	
	入居中対応	利用社員の入居中に	
		入居物件内の機器・	
		設備品の故障があっ	
入		た場合には、利用社	
入 居 中		員がその物件を管理	
		する管理会社に直接	
		連絡を行うものとし	
		ます。	

別紙2 不動産商習慣等に基づく各項目

お客様は、以下の各項目を熟読し、その内容を理解し、了承したうえで本サービスを利用しなければならないものとします。

カテゴリー	項目	初期費用 支払対象	説明
手数料	月額管理費用		当社らがお客様から申し受ける委託手数料。お客様は、 当社に対し、契約締結日が属する月(社宅物件が契約開始月にフリーレント等賃料等が発生しない条件の場合 も含みます。)から、物件の解約日が属する月まで支払 わなければならないものとします。なお、契約開始月お よび解約月の月額管理費用は日割り計算しないものと
	未完成物件 入居中物件		します。 お客様は、両物件とも、建築遅れ、現入居者の退去延期 等の突発的事由により入居希望日に入居することがで きない事態が生じやすいことをあらかじめ了承するも のとします。
物件種別	一戸建て		当社では、退去補修費の高額請求や善管注意義務が重く 課せられるおそれがあり、原則として本サービスの対象 として認めていません。
	分譲マンション		設備やフローリング、壁クロスなど高額なものが多いう え、貸主に賃貸経営の知見が乏しい場合があります。
契約締結	契約締結日		LBS がお客様を代理して契約締結を行った日を指します。一般に、物件申込みの確定日から2週間後程度が「契約締結日」となります。入居申込日から2週間以上先の契約締結日となる場合、貸主は原則として承諾しないため、利用社員が入居する日よりも前に契約締結となる可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
	解約予告期間		以下の条件の場合、当社らは、貸主の指定のとおりに契 約締結するものとします。 ①【貸主6か月前/借主1か月前】 ②【貸主6か月前/借主2か月前】 ③【貸主6ヶ月前/借主30日前】
諸費 用 約	入居時費用		LBS がお客様を代理して契約締結を行った日以降に当 社らは仲介会社に入居時費用を支払うものとします。お 客様が、当社らによる送金後に当該物件の契約締結を取

	り止めようとした場合、当社らが立替え支払いした費用
	は貸主から返戻されない場合があります。
	月額賃料の1か月分から3か月分程度を貸主に預託す
敷金	るもの(敷金が上記範囲内であれば、当社は契約締結を
	するものとします。)。
	月額賃料の1か月分から2か月分程度を費用として貸
	主に支払うものであって返戻がなされないもの
10並	(礼金が上記範囲内であれば、当社は契約締結をするも
	のとします。)。
	エリアによっては、月額賃料の4か月分から6か月分を
保証金	契約始期に支払うものであって一部は支払い時に償却
	され、残部が解約時に返戻されるもの。
敷引き金/償却	保証金のなかから契約締結時点で退去時の原状回復費
金	用として貸主が受け取る費用。
	宅地建物取引業法に定められた仲介会社に支払うもの
11. A - T NEL NO.	(賃料の1か月分以上とすることはできません。)。
仲介手数料 ●	当社らがお客様に請求する時は仲介手数料負担金とい
	う費目となります。
	入居前支払/退去後支払/入居中に紛失の場合に貸主
1 10 - 14 /1	から求償されるもの(契約締結の条件となっている場
カギ交換代 ●	合、当社らは、あらかじめお客様に代わって承諾するも
	のとします。)。
名義変更事務費	①個人から法人契約②お客様の名義から当社名義に契
用(名義書換費 ●	約書を書き換える際に必要な費用(貸主により費用は異
用)	なります。)。
	契約開始から1年もしくは2年以内に解約した場合に
	発生する費用(当該違約金が月額賃料の1か月分の範囲
短期解約違約金 ●	内であれば当社らは契約締結するものとします。)。
	なお、貸主や地域によっては共益費も含まれる可能性が
	あります。
+n Al . BB 11 . VI. \ 4 . VI	契約締結合意後に契約開始日よりも前にその契約を解
契約開始前違約	除した場合に発生する費用(当該違約金が月額賃料1か
金 	月分範囲内であれば当社らは契約締結します。)。
ハウスクリーニ	原則として、解約後の原状回復費用として充当される
ング費用	が、入居時に支払となる場合もあります。
ストーブ分解費 ●	寒冷地物件で契約条件として分解清掃費用を請求され
77777	

		用	る場合があります。
		町内会自治会	・左記費用は、当社らへの請求対象から除外するもの
		費費	します。
		水道代 駐車場	・貸主または管理会社が、当該契約は法人契約である
		光熱費	とを理由として左記費用を法人が支払うべきと主張し
			その主張を譲歩しない場合、当社らは、お客様の負担
		2 4 時間サポー	する賃貸借契約を締結することとします。
		とな時间リホート等	・お客様が左記費用の法人負担(後に給与天引き等)
		1、4	承諾できない場合は、お客様は、利用社員に対し別の!
			件の探し直しを行うよう指示するものとします。
		更新料	およそ2年ごとに契約を更新する際に貸主に支払う
	更新時	史利科	用(月額賃料の1か月分が一般的。)。
	史利时	更新事務手数料	更新料が請求されない場合、本手数料のみの場合があ
		史利 争场于	ます(2万円から月額賃料の半月分程度。)。
駐	月額	契約	当社は、お客様によるオプションサービスの申込に
車	初期費	任 业 / 載 A 空	り、駐車場の賃貸借契約の締結を代行するものとし
場	用	賃料/敷金等	す。
		解約月の賃料精 算	賃貸借契約書に記載のある(貸主指定)方法(日割り
			30日割、半月(15日)割、月割り)で解約月の賃
			精算を行います。
		冬季解約違約金	冬季期間に解約しようとする場合、当該違約金が必要
			なる場合があります (月額賃料の1か月分程度。)。
		返戻金の振込手	貸主からの返戻金の振込手数料はお客様の負担とし、
			社らからの返戻金の振込手数料は当社らの負担とし
		数料	す(ただし、いずれも貸主が振込手数料を負担する場
			を除きます。)。
解約	解約時	ハウスクリーニ	解約後の原状回復費用精算時に借主が必ず負担する
		ング費用	とを特約として締結するもの。
		ェアコンカル	解約後の原状回復費用精算時に借主が必ず負担する
		エアコンクリー	とを特約として締結するもの(ハウスクリーニング+
		ニング費用	アコンクリーニングの場合もあります。)。
		和室がある場合	室内の和室で畳・ふすま・障子が存する場合は入居期
		の費用	の長短を問わず、借主がその費用全額を負担するもの
		解約日	当社らから貸主への解約通知で解約日が双方合意の
			で確定した日以降に、その解約日変更や延長はできな
			ものとします。

別紙3 物件の構造に関する説明、賃貸借に伴う費用の価格目途等

以下は、お客様および利用社員の便宜のために一般的な価格の目安を示すものであって、本件物件の価格または条件と一致するわけではありません。

お客様は、以下を参考にしつつ、当社らに対し、本件物件の入居に実際に必要となる費用を支払わなければならないものとします。

カテゴリー	構造	説明
	木造	賃料は低いが、他の構造と比べて「衝撃」や「湿気」、「遮音性」に 弱い部分もあります。
物件	鉄骨	木造に比べて「衝撃」や「湿気」、「遮音性」に優れます。
	RC、SRC	賃料は高いが、他の構造と比べて「衝撃」や「遮音性」、「耐震性」、 「耐火性」に優れます。

カテニ	ゴリー	項目	相場等	説明
		敷金	月額賃料の1か月~2か	貸主に預けるもので解約 (退去時) に必要
		<i>A</i> A <u>u</u> L	月分	な費用を除いて返金されます。
		礼金	月額賃料の1か月〜2か 月分	支払後は返金されません。
		保証金	月額賃料の3か月~6か	一部は支払い時に償却(退去時に一部が返
		沐 証並	月分	金されます。)。
	契約			物件の現地案内や契約を仲介した不動産
		仲介手数料		会社に支払う費用(最大で月額賃料の1か
	支払う			月分まで。)。
費用等	おうもの	賃料滞納保証	初年度 : 賃料の 0.5 か月分 次年度:10,000 円/年	原則的に法人契約のときは適用なし。
寸		火災保険	2 年間で 15,000 円~2 0,000円	契約するときに入居者は (火災) 保険に入
				らなければならないものとします(火災、
				水漏れ等)。
		カギ交換代		入居前もしくは退去後または入居中のカ
			15,000 円~25,000 円	ギ紛失時に (仲介) 不動産会社から請求さ
				れる交換費用。
	その	町内会費	月額:100 円~500 円	物件の町内に町内会があるとき、当該町内
	他の	71 74 %	7,1 100 1	会から請求される費用。
	幸	水道代	使用料	入居者が自ら水道会社等と契約し使用し
	いね	r1.001 A	ID-/ 14/1 1	た分の支払いを行うものとします。

				(水道会社の連絡先は不動産会社が入居 前に教示します。)
		光熱費	使用料	入居者が自ら電気・ガス会社等と契約し使 用した分の支払いを行うものとします。 (各連絡先は不動産会社が入居前に教示 します。)
		2 4 時間コール センター		入居後の問い合わせに24時間体制で対 応する業者。費用に相場感はありません。
	更新時	更新料 (2年ご と)	月額賃料の1か月分	およそ2年ごとに契約を更新する際に貸 主に支払う費用(月額賃料の1か月分が一 般的。)。
		更新事務手数料	20,000 円〜月額賃料の半 月分	更新料のほかに請求される(支払う)もの。 更新料がなく、本手数料のみの場合もあり ます。
解約(退去)	解約(退去)	解約月の賃料精 算	日割りが多数	賃貸借契約書に記載のある、貸主指定の方法。 日割り、30日割、半月(15日)割、月 割りで解約月の賃料精算を行います。
		返戻金の振込手 数料	送金者側の負担が原則	貸主からの返戻金の振込手数料はお客様の負担とし、当社らからの返戻金の振込手数料は当社らの負担とします(ただし、いずれも貸主が振込手数料を負担する場合を除きます。)。
		ハウスクリーニ ング料金	㎡単価 1,200 円	解約後の原状回復費用精算時に借主が必 ず負担することを特約として締結。
		敷引き/償却	月額賃料2~4か月分	あらかじめ支払っている「保証金」のなか から、解約 (退去) 時に差し引かれるもの。
		エアコンクリー ニング料金	12,000 円~15,000 円	解約後の原状回復費用精算時に借主が必ず負担することを特約として締結。 (ハウスクリーニング+エアコンクリー ニングの場合もある。)
		壁・天井クロス 貼替え	㎡単価 1,200 円	原状回復費用のための単価。
			畳:5,500 円/ 1 畳 ふすま:3,200 円/枚	室内に畳・ふすま・障子があるときは入居 期間を問わず、全額とも張替料金を負担。



別紙4 社宅管理サービス (代行型) 基本サービスおよびオプションサービス

1 基本サービス

サービス	名称	費用	詳細
	名 你	貸用	古干州山
種別			
ワンコイ	スタンダード	500 円/戸	
ン転勤社	社宅管理費用		
宅・ワン	ゴールド	750 円/戸	
コイン保	社宅管理費用		
育社宅・	プラチナ	1,000 円~/戸	
ベネフィ	社宅管理費用		
ット社宅	代行導入費用	5,000 円/戸	
	提携外決定費用	10,000 円/戸	本取決書第2条第3項参照。
	(お部屋探し)		
	提携外決定費用	10,000 円/戸	本取決書第2条第3項参照。
	(お引越し)		
	入居者入れ替え	10,000 円/戸	本件物件の入居者を変更する際、お客様は当社
	事務費用		らに対して事務費用を支払うものとします。
	駐車場契約費用	5,000 円/戸	駐車場単体での契約の場合、または貸主が異な
			る場合もしくは駐車場が代行型となり本件物件
			と当該駐車場の支払先口座が異なる場合、お客
			様は当社らに対して案件ごとに費用を支払うも
			のとします。
	解約精算費用	5,000 円/戸	解約精算時にお支払いいただきます。
ベネフィ	導入初期費用	10,000 円/戸	
ット社宅	名義変更事務費	15,000 円/戸	個人から法人契約に契約書を書き換える際に、
	用		お客様は当社らに対して案件ごとに事務費用を
			支払うものとします。
			•

2 オプションサービス

サービス	名称	費用	詳細
種別			
ワンコイ	期日変更費用	250 円/戸	本取決書第4条第3項にかかわらず、支払期日
ン転勤社			を翌月 25 日(同日が休日の場合にあっては翌営
宅・ワン			業日)に変更することができます。
コイン保			この場合、当社らは請求書送付日を変更するも
育社宅・			のとします。
ベネフィ	請求書送付日変	250 円/戸	請求書送付日を変更いたします。
ット社宅	更費用		
	支払代行	800 円/1 店舗	お客様の店舗(テナント)が賃貸物件である場
			合に、賃貸物件の貸主に対して賃料等の支払を
			代行いたします。
	マイナンバー収	3,000 円/戸	マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス
	集		利用約款第3条参照。
	マイナンバー管	1,000 円/戸	マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス
	理・保管		利用約款第3条参照。
	支払調書作成	2,000 円/件	マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス
			利用約款第3条参照。
ベネフィ	社労士によるサ	100,000 円	当社らはお客様に対し、当社の提携する社会保
ット社宅	ポート業務費用		険労務士による社宅管理に関するアドバイスを
			提供いたします。

安心駆けつけサービス利用約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社リベロ(以下「当社」といいます。)が提供する「安心駆けつけサービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する条件を定めるものであり、本サービスの利用に関し、お客様が包括的に同意していただく必要がある事項を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際は、本約款が適用されます。

第1条(目的・総則・適用)

- 1 当社は、当社が提携するサービス提供元事業者(以下「提携会社」といいます。)から許諾を得て、本サービスを運営します。本サービスは当社および提携会社が提供するものであり、本サービスを利用するすべてのお客様はその旨を了承するものとします。
- 2 本約款は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利 義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係 に適用されます。
- 3 当社が、本サービスの利用画面に本サービスに関する個別規定や追加規定(以下、「個別追加規定」といいます。)を掲載する場合や、お客様に個別追加規定を書面またはメール等により通知する場合、それらの個別追加規定も本約款の一部を構成するものとし、個別追加規定が本約款と抵触する場合には、当該個別追加規定が優先されるものとします。
- 4 お客様および当社の本サービスに関する契約内容については、本約款および個別追加規定のほか、当社とお客様間において別途合意している「基本約款(利用法人様用)」(以下「基本約款」といいます。)の定めによるものとします。基本約款と本約款が矛盾抵触する場合には、本約款の定めが優先されるものとします。基本約款と個別追加規定が矛盾抵触する場合には、個別追加規定が優先されるものとします。

第2条(定義)

本約款において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「対象物件」: お客様が本サービスの提供を受ける物件として、本サービスの利用開始時 (以下「利用開始時」といいます。)に指定した物件をいいます。
- (2)「入居者」:お客様の役員または従業員のうち、対象物件に居住する個人をいいます。
- (3)「同居人」:入居者と共に対象物件に居住する配偶者および二親等以内の親族であって、登録時に同居人として記載した者をいいます。
- (4)「知的財産権」:あらゆる国、州、地域または法域の下での、すべての特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含みます。)その他の知的財産権(それらの権利を申請し、およびそれらの権利につき登録、更新または延長等の手続を行う権利を含みます。)をいいます。

- (5) 「法令等」: 法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称をいいます。
- (6)「反社会的勢力」:暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、 特殊知能暴力集団その他の反社会的活動を行う団体またはその構成員をいいます。

第3条(本サービスの内容)

- 1 当社または提携会社は、お客様または入居者もしくは同居人(以下、総称して「利用者」といいます。)に対し、対象物件に次の各号のトラブルが発生したとき、利用者が当社または提携会社の専用フリーダイヤルに連絡することにより、24 時間 365 日、次の各号のトラブルを解決するための情報提供(以下「相談サービス」といいます。)または対象物件への緊急駆け付けのサービス(以下「駆け付けサービス」といいます。)を提供します。
 - (1) 鍵の紛失または故障、その他の鍵のトラブル
 - (2) 水回りのトラブル
 - (3) ガラスのトラブル
 - (4) その他当社が指定したトラブル
- 2 利用者が前項の駆け付けサービスを受ける場合、別途当社または提携会社が指定する一定の情報(以下「必要情報」といいます。)を当社または提携会社が定める方法で当社または提携会社に 提供するものとします。
- 3 当社または提携会社が第1項に定める駆け付けサービスを利用者に提供する際に、当社が指定する時間を超える作業が必要となる場合、または部品交換もしくは特殊な作業が必要となる場合 その他当社が指定する場合は、別途当社が定める費用が発生します。
- 4 本サービスは、当社または提携会社が指定する第三者に委託することがあり、お客様は事前にこれを承諾するものとします。

第4条(本サービスの対象外、免責)

- 1 次の各号に該当する場合、相談サービスの対象外とします。
 - (1) 思想信条・信仰等精神的な価値観に関する事項
 - (2) 恋愛・友情・家族等人間関係に関する事項
 - (3) 法令や社会通念に反する事項
 - (4) 前号のほか、弁護士法、税理士法その他法令上業として提供することが禁止されている事 項
 - (5) 前各号のほか、情報提供が困難と認められる事項
- 2 次の各号に該当する場合、駆け付けサービスの対象外とします。
 - (1) 利用者本人以外からの依頼
 - (2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼(例:雨漏り等)

- (3) カギの開錠の場合に利用者本人の立会いがない場合
- (4) カギ・水まわり・ガラスのトラブルその他当社が指定したトラブルとは異なるトラブルのサポート依頼
- (5) 午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
- (6) 対象物件以外の住宅の場合
- (7) 入居日以前からの故障・破損のトラブル
- (8) 原状回復に関するトラブル
- (9) 建物共有部分に関わるトラブル (例: 天井漏水、エントランスカギトラブル等)
- (10) 電子錠に関するトラブル
- (11) 本サービス以外に要請し対応された場合
- (12) 入居日以前からのトラブルに起因するトラブル
- (13) その他、当社が不適切と判断した事案の場合
- 3 相談サービスにおいて、当社または提携会社が利用者に提供した情報は、利用者がトラブルを 解決するための一手段の提案であり、解決を保証するものではありません。また、利用者は提供 された情報の利用について、自ら責任を負うものとします。
- 4 当社または提携会社以外の第三者が行った役務提供について、当社は責任を負わないものとします。

第5条(料金)

お客様は、本サービスの利用料金として、別途当社が定めて対象契約条件書に記載する料金を支払うものとします。

第6条(有効期間)

- 1 本約款に基づく対象物件にかかる本サービス利用契約(以下「本利用契約」といいます。)の有 効期間は、対象物件入居日の7日後から対象物件にかかるお客様および当社間の建物転貸借契約 (以下「本転貸借契約」といいます。)またはお客様および対象物件の所有者間の建物賃貸借契約 (以下「本賃貸借契約」といいます。)の満了日までとします。ただし、提携会社が別段の定めを 設けている場合は、それに従うものとします。
- 2 期間満了1カ月前までに当社またはお客様のいずれからも書面による異議申し立てがない場合は、本利用契約は同期間の条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本利用契約が更新される場合、お客様は当社に対し、期間満了の1カ月前までに、当社が指定 する方法で利用料金を支払うものとします。

第7条(会員の義務)

1 お客様は、本規約及び当社が別途定める本サービスの利用条件等に従って、本サービスを利用するものとします。

- 2 お客様は、本利用契約の有効期間中、利用開始時に当社に提供した一定の情報(以下「登録情報」といいます)その他当社に対して提供する一切の情報の正確性を保証するものとします。
- 3 お客様は、本利用契約の有効期間中、登録情報に変更があった場合、当社所定の方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- 4 お客様が本条に規定する義務に違反したことにより、お客様または利用者に損害が生じた場合、当社は、自己に故意又は過失がない限り当該損害を賠償する責任を負いません。

第8条 (禁止事項)

- 1 利用者は、本サービスの利用に関して、下記の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 本サービス利用に際して、当社または提携会社に長時間電話をかけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行う等、当社または提携会社の業務を妨害し、または業務に支障を与える行為
 - (2) 暴言、暴力、ハラスメント等、当社または提携会社のスタッフの人格を傷つける行為や言動を行うことその他当社がカスタマーハラスメントと認める行為
 - (3) 本約款に違反する行為
 - (4) 法令等に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
 - (5) 当社または第三者に対する詐欺または脅迫行為
 - (6) 公序良俗に反する行為
 - (7) 反社会的活動に関する行為、または反社会的勢力に対する利益供与
 - (8) 本約款において明示的に認められる場合または別途当社が認める場合を除き、本サービスを商業目的、または第三者に利益を与える目的で利用する行為(本商品を転売すること、もしくは、第三者からの依頼に基づき本サービスを利用することを含みます。ただし、当社が予め認めたものは除きます)
 - (9) 前各号の行為を直接または間接に惹起しまたは容易にする行為
 - (10) その他当社が不適切であると合理的に判断する行為
- 2 当社は、利用者が前項各号に定める行為を行った場合は、当該事由につき利用者の責めに帰すべき事由があるかを問わず、お客様に対して催告することなく直ちに本利用契約を解除することができるものとします

第9条(本サービスの変更、停止および中断)

- 1 当社は、当社の裁量により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社はお客様に事前に通知します。
- 2 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービス の全部または一部の提供を一時的に停止または中断することができるものとします。
 - (1) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、疾病・感染症の流行等の不可抗力により対象物件への駆け付けまたはお客様からの受電が困難である場合その他本サービスの提供が

できない場合

- (2) 対象物件の所在地が離島・島嶼・山間部その他地理的状況によりサービス提供が困難であると当社が認めた場合
- (3) 本サービスにかかわるコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的にまたは 緊急に行う場合
- (4) コンピューターもしくは通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合
- (5) 本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
- (6) 前条各号に該当する場合
- (7) 本サービスの適法な提供が困難となった場合
- (8) その他当社が本サービスの停止または中断が必要であると合理的に判断した場合
- 3 当社は、前項に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害について一切責任を負いません。

第10条(本サービスの退会)

- 1 お客様は、当社所定の方法で当社に通知することにより、本利用契約を解約し、本サービスから退会することができます。この場合、お客様は、退会の1か月前までに当社に通知するものとします。
- 2 お客様は、解約にあたり、当社に対して負っている債務がある場合、その一切について当然に 期限の利益を失い、直ちに当社に対してすべての債務の支払を行わなければなりません。

第11条 (解除)

- 1 お客様が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は、お客様に事前に通知または催告することなく、お客様による本サービスの利用を一時的に制限し、または本利用契約全部もしくは一部を解除することができます。
 - (1)本約款のいずれかの条項または保証した事項に違反した場合(民法第541条ただし書は適用しません。)
 - (2) 第7条各号の禁止事項のいずれかに該当した場合
 - (3) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 当社または提携会社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して7日間以上応答がない場合
 - (5) 利用料金を2か月以上滞納した場合
 - (6) その他、当社がお客様として不適当と合理的に判断した場合
- 2 お客様は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社に対して負っている債務の一切について 当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対してすべての債務の支払を行わなければなりません。

- 3 当社は、本条に基づき当社が行った措置によりお客様に生じた損害について一切責任を負いません。
- 4 当社は、対象物件にかかる本転貸借契約または本賃貸借契約が更新することなく終了する場合、または中途解約により終了する場合は、本利用契約を当該終了日または解約日をもって解約することができるものとします。

第12条(知的財産権)

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社もしくは提携会社または当社もしくは提携会社に 利用を許諾している者に帰属しており、本利用契約の締結または本サービスの利用は、本サービス に関する知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第13条(免責および補償)

- 1 当社は、本サービスを現状のまま提供するものであり、当社は、明示または黙示を問わず、本サービスがお客様の特定の目的に適合すること、お客様の期待する正確性、有用性、真実性、商品性、目的適合性等を有すること、および法令等に適合することについて保証するものではありません。
- 2 当社は、登録情報、必要情報その他のお客様のいかなる情報も保存する義務を負いません。
- 3 当社は、本サービスと連携する外部サービスの提供者である第三者が提供するサービス、情報、個人情報の管理等について、当社に故意または重過失がある場合を除き責任を負いません。
- 4 お客様は、本サービスの利用に関連して他のお客様またはその他第三者との間で生じた取引、 連絡、紛争等については、自己の費用負担と責任において対応および解決するものとし、当社は 自己に故意または重過失がある場合を除き責任を負いません。
- 5 本サービスまたは本約款に関連してお客様に損害が生じた場合であって、当社がお客様に対し 契約上または不法行為上その他理由の如何を問わず責任を負う場合における当社の責任は、当社 の故意または重過失に基づく場合を除き、直接かつ通常の損害に限るものとし、特別損害、付随 的損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わな いものとします。
- 6 お客様は、お客様の本約款に反する行為に関連して当社またはその関係者が損失、支出、損害、債務等(合理的な弁護士費用および裁判費用を含みます。)を負担した場合、その一切について、補償するものとします。

マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス利用約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社リベロ(以下「当社」といいます。)が提供する「マイナンバー収集管理・支払調書作成サービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する条件を定めるものであり、本サービスの利用に関し、お客様が包括的に同意していただく必要がある事項を記載しています。お客様が本サービスをご利用になる際は、本約款が適用されます。

第1条(目的・総則・適用)

- 1 当社は、本サービスの全部または一部を提携事業者(以下「再委託先」といいます。)に再委託します。お客様はあらかじめ当該再委託につき承諾するものとします。この場合当社は、再委託先の行為について、当社が行ったものとしてお客様に対し責任を負うものとします。
- 2 本約款は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関する当社とお客様との間の権利 義務関係を定めることを目的とし、お客様と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係 に適用されます。
- 3 当社が、本サービスの利用画面に本サービスに関する個別規定や追加規定(以下「個別追加規定」といいます。)を掲載する場合や、お客様に個別追加規定を書面またはメール等により通知する場合、それらの個別追加規定も本約款の一部を構成するものとし、個別追加規定が本約款と抵触する場合には、当該個別追加規定が優先されるものとします。
- 4 お客様および当社の本サービスに関する契約内容については、本約款および個別追加規定のほか、当社とお客様間において別途合意している「基本約款(利用法人様用)」(以下「基本約款」といいます。)、「社宅管理サービス(転貸型)借上社宅等の包括契約に関する取決書」および「社宅管理サービス(代行型)借上社宅等の賃貸借契約に関する取決書」(以下、併せて「取決書」といいます。)の定めによるものとします。基本約款と本約款が矛盾抵触する場合には、本約款の定めが優先されるものとします。基本約款と取決書または個別追加規定が矛盾抵触する場合には、取決書または個別追加規定が優先されるものとします。

第2条(定義)

本約款において使用される用語の定義は、以下の通りとします。

- (1)「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する個人情報をいい、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
- (2)「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいい、番号法第7条第1項または第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるも

のをいいます。

- (3)「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。
- (4)「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい、「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する「個人情報データベース等」をいいます。
- (5)「個人番号関係事務」とは、番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいいます。
- (6)「本サービス提供契約」とは、本約款に基づく本サービ提提供契約をいいます。
- (7)「本件業務」とは、本サービス提供契約に基づきお客様が当社に委託する第3条に定める業務をいいます。
- (8)「本ツール」とは、本件業務の結果として当社が特定個人情報ファイルとして蓄積する個人 番号または特定個人情報を、お客様が閲覧、データ取得、データ出力できるアプリケーショ ンソフトウェアをいいます。
- (9)「対象者」とは、お客様が個人番号関係事務を処理できるようにするために、お客様に対し て個人番号を提供する必要のある当社が社宅管理を行う賃貸物件を目的とするお客様と貸 主間の賃貸借契約(以下「対象契約」といいます。)における貸主をいいます。
- (10)「再々委託先」とは、再委託先が本件業務を再々委託する第三者をいい、再委託先と併せて「再委託先等」といいます。
- (11)「事務取扱責任者」とは、再委託先において本サービスに係る特定個人情報の管理に関す る責任を担うものをいう。
- (12)「事務取扱担当者」とは、再委託先等において本サービスに係る特定個人情報を取り扱う 事務に従事する者をいう。

第3条(本件業務の内容)

お客様は、当社に対し、次の各号に掲げる本件業務を委託し、当社は、これを受託します。

- (1)対象者の特定個人情報を郵送等により収集すること。
- (2)対象者の特定個人情報の収集にあたって番号法第 16 条に基づく番号確認ならびに番号法 施行規則第 1 条および第 2 条に基づく本人確認を行うこと。
 - (3) 収集した対象者の特定個人情報に基づき特定個人情報ファイルを作成し、これを保管すること。
 - (4)対象者の特定個人情報の収集にあたって取得した個人情報および特定個人情報であって、 前号の特定個人情報ファイル以外のものを廃棄または削除すること。
 - (5) 保管している特定個人情報ファイルに含まれる個々の対象者の特定個人情報を、お客様およびお客様の指定した者からの依頼に基づいて廃棄または削除すること。
 - (6) お客様が電子データとして作成した対象者の法定調書に個人番号が印字されるよう、当該電子データを加工のうえ、お客様およびお客様の指定した者に提供すること。
 - (7)「不動産の使用料等の支払調書」および「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支 払調書」を作成すること

- (8) 前号で作成した法定調書に係るメディアを作成し、お客様へ送付すること
- 2 お客様は、当社に対し、本件業務を遂行する上で必要な対象者および対象契約に係る情報(以下 「対象情報」といいます。)を提供するものとします。
- 3 お客様およびお客様の指定した者は、当社の事前の書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)による承諾を得た上で、保管している特定個人情報ファイルに含まれる個々の対象者の特定個人情報を、閲覧、データ取得、データ出力するために、本ツールをダウンロードして使用することができるものとします。
- 4 当社は、お客様に対し、以下の事項を表明し保証します。
 - (1) 本ツールは、保管している特定個人情報ファイルに含まれる個々の対象者の特定個人情報 を、お客様およびお客様の指定した者が閲覧、データ取得、データ出力するために必要な 機能を備えていること。
 - (2) 本ツールは、再委託先の開発したソフトウェアであり、再委託先がその著作権その他の権利を有しており、いかなる第三者の知的財産権その他の権利も侵害していないこと。
- 5 当社は、対象契約が終了し賃貸物件の明渡しが完了した場合、自らまたは再委託先をして当該対象契約に関連する特定個人情報を削除するものとします。お客様がその後同一の対象者が貸主となる対象契約を締結した場合その他理由の如何を問わず、当該明渡し完了後に当社に対して当該特定個人情報の提供または第1項7号もしくは8号に定める本件業務の履行を求めるときは、当社は同項第1号乃至第6号に定める本件業務を再度履行するものとし、それにかかった第5条に定める業務委託料をお客様に対して請求します。

第4条(契約期間)

- 1 本サービス提供契約は、本契約締結日から1年間有効とします。
- 2 本サービス提供契約は、お客様または当社がその相手方に対して契約期間満了の少なくとも3 か月前までに書面をもって契約期間の延長を希望しない旨の申入れをしない限り、1年間の期間をもって自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第5条(業務委託料)

- 1 お客様は当社に対し、本件業務に係る業務委託料(以下「業務委託料」といいます。)として、 取決書、申込書または別途当社が定めて対象契約条件書に記載する料金を支払うものとします。
- 2 前項のほか、お客様が当社に対して、本件業務以外の業務を依頼した場合において、当社が係る 業務を遂行したときは、別途当社が提示する報酬または費用を支払うものとします。
- 3 お客様は、対象者から特定個人情報が収集できない場合であっても業務委託料は減額されない ことにつきあらかじめ了承するものとします。
- 4 お客様は、前項の業務委託料に係る消費税等(消費税および地方消費税)に相当する額を、業務 委託料と合わせて当社に支払うものとします。なお、消費税法等の改正によって、消費税等の税率 に変動が生じた場合は、本約款を何ら変更することなく、お客様は、改正以降の税率に基づく消費 税等を、請求を受けた時点から業務委託料と合わせて支払うものとします。

第6条(遅延損害金)

お客様は、当社に対する業務委託料の支払を遅延した場合は、約定支払日の翌日から支払済に至るまで、年14.6%の割合の遅延損害金を支払うものとします。

第7条 (完了の通知)

当社は、本件業務の遂行により本サービスが完了した場合(ただし、別紙1に記載の基本サービスを除きます。本条において以下同じ。)、本サービスの種類毎に、お客様に対して完了通知書を通知または交付します。

第8条(善管注意義務)

当社は、本件業務の遂行にあたり、個人情報保護法、番号法その他の適用法令を遵守するものとし、 本件業務をこれら適用法令に適合させるものとします。

第9条(監査・検査・行政庁等への協力等)

- 1 お客様またはお客様の指定した者は、当社に対して事前の通知をしたうえで、本件業務に支障を 生じさせない範囲内において、再委託先の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、当社および 再委託先への事情聴取など、本件業務の遂行状況等について監査・検査を実施できるものとします。 当社は合理的事由のある場合を除きお客様またはお客様の指定した者の監査・検査に協力するも のとします。
- 2 前項の監査・検査の結果、お客様の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要であるとお客様が判断した場合、お客様は当社に対し、その改善を要請することができるものとします。
- 3 当社は、お客様の監督当局に対する報告その他の義務の履行等を妨げることがないよう、お客様に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行うものとします。
- 4 第1項の監査・検査にあたり合理的に必要な場合、当社または再委託先は、お客様またはお客様が指定した者に対して、当社または再委託先の営業秘密に関する秘密保持等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとし、お客様はこれに応じ、またはお客様が指定した者をしてこれに応じさせるものとします。
- 5 当社は、お客様による監査・検査がその必要性に照らし相当な範囲を超えると判断した場合、お客様との協議の上、監査・検査の受入れのために当社が要した費用の全部または一部をお客様に請求することができるものとし、お客様はこれを支払うものとします。

第10条(特定個人情報の取扱い)

- 1 当社は、本件業務で取り扱う特定個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、次に定める内容を遵守するとともに、再委託先をして係る内容を遵守させるものとします。
 - (1) 本件業務で提供を受けた特定個人情報を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも、加工、 利用、複写・複製を行わないこと。

- (2)本件業務の遂行の過程で提供を受けた特定個人情報を利用する事務取扱担当者を、本件業務を行う上で必要な者に限定し、それ以外の者に利用させないこと。
- (3) 事務取扱担当者に対して特定個人情報の取扱いに関する研修等を行い、特定個人情報の利用・管理に関する指導・監督に努めること。
- (4) 本件業務を行うものとする管理区域または取扱区域を設定し、事務取扱担当者が特定個人情報を定められた区域の外へ持ち出さないよう徹底すること。
- (5)本件業務の遂行の過程で提供を受けた特定個人情報を、秘密として保持し、番号法および 本約款に基づきお客様の許諾を得て本件業務の全部または一部を再委託するために必要最小 限の範囲で再委託先に特定個人情報を提供する場合を除き、第三者に提供、開示、漏えい等 をしてないこと。
- (6) 本件業務の遂行の過程で提供を受けた特定個人情報を、本件業務として個人番号関係事務 を処理する場合を除き、利用しないこと。
- (7) 本件業務において不要となった特定個人情報を、お客様の依頼に基づいて、直ちに廃棄ま たは消去するとともに、廃棄または消去に関する証明書を提出すること。
- 2 当社は、当社において特定個人情報が適切に管理され、また本約款に定める特定個人情報の取扱いに関する条項の内容が遵守されていること、および本件業務の第三者への再委託の内容・状況につき、お客様の申し出に応じて適切な方法によりお客様に対して報告を行うものとします。
- 3 当社または再委託先において特定個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩その他の事故が発生し、または発生したおそれのある場合、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、当社は直ちにその旨をお客様に報告し、お客様の指示に従って直ちに適切な措置を講じるものとします。また、当社は、お客様に対して上記報告の後、速やかに書面によりお客様に対して、当該事項の発生状況、発生原因、結果、再発防止措置等を報告するものとします。

第11条(再々委託)

- 1 お客様は、個人番号または特定個人情報を取り扱わない本件業務に限り、再委託先が本件業務の 一部を再々委託することを承諾するものとします。
- 2 当社は、再委託先をして、再々委託先に対して、本約款に定める当社の義務と同等の義務を課させるものとします。
- 3 当社は、再委託先が本件業務の全部または一部を再々委託した場合であっても、本約款に基づく 義務を免れるものではなく、再々委託先による本件業務の全部または一部の遂行について、自らが 遂行した場合と同様の責任を負うものとします。

第12条(危険負担)

- 1 お客様および当社は、天災地変、第三者による侵害行為その他業務遂行に支障をきたすおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちに相手方に通知し、その対策につき協議し、速やかに決定した対策を分担または相協力して実施するものとします。
- 2 前項の事故が、当社の責めに帰すべき事由による場合、当社は、前項の対策実施の費用を負担す

るものとします。

第13条(損害賠償責任)

- 1 本サービス提供契約に関連して、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害が生じたときは、相手方に対し、相手方が直接かつ現実に被った損害を賠償しなければならないものとします。
- 2 前項の規定により、当社が損害賠償責任を負う場合において当社が賠償すべき金額は、賠償事由が生じた時点から過去1年間の間に当社らが受領した業務委託料の総額を上限とするものとします。

第14条(免責)

- 1 当社は、本サービス提供契約の違反その他当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様の債権債務関係、物品の売買、サービスの供与、その他紛議については、一切の責任を負わないものとします。
- 2 本サービスまたはその利用に係る当社の責任の範囲は、本契約で定められた保証をもってすべての責任とします。なお、次の各号に掲げる事由(ただし、これらに限られません。)は、当社の責めによらない事由であり、当社はそれによる損害、損失または費用について責任を負わないものとします。
 - (1) 不可抗力
 - (2) 当社および再委託先等が利用する郵便局および民間配送業者の責めによる損害
 - (3) 当社および再委託先等の電気通信設備に属さない設備または運用環境(インターネット接続サービスその他の電気通信サービスを含む。)における瑕疵または欠陥
 - (4) 第三者の供給する電気通信設備その他の設備(入出力装置を含む。)およびソフトウェアに おける瑕疵または欠陥
 - (5) 第三者からコンピュータウィルス対策ソフトを入手して設備機器を保護していたにもかか わらず生じたコンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラム(これらの含ま れるファイル等を含む。)の侵入および感染
 - (6) 本サービスに対する第三者による不正アクセス、ハッキングまたはクラッキング等
 - (7) お客様およびお客様が指定する者または第三者による本サービスに関連した情報の不正利 用
 - (8) お客様およびお客様の指定した者が提供した対象情報または対象情報を使用して特定個人 情報ファイルとして登録した個人番号または特定個人情報の誤り
 - (9) 前号に定める誤った対象情報または個人番号もしくは特定個人情報を利用して作成された 法定調書と、その法定調書の利用においてお客様もしくはお客様の指定する者または第三者 が被った損害、損失

第15条(本契約の終了時の措置)

本契約が理由の如何を問わず終了した場合、お客様は、当社に対し、本件業務を通じて当社または

再委託先が取得した個人番号、特定個人情報および特定個人情報の提供または返還を求めることは できないものとします。